

氷ノ山後山那岐山国定公園

指 定 書

及び

公園計画書

昭和58年2月9日

環 境 庁

氷ノ山後山那岐山国定公園

指 定 書

(公園区域の変更)

目

次

	ページ
1 変更理由	1
2 地域の概要	1
(1) 景観の特性	1
ア 地形・地質	1
イ 植生	2
ウ 野生動物	3
エ 自然現象	4
オ 人文その他の特殊景観	4
(2) 利用の現況	5
(3) 社会経済的背景	5
ア 土地所有者別	5
イ 人口及び産業	5
ウ 権利制限関係	6
3 公園区域	10

1. 変更理由

氷ノ山・後山・那岐山固定公園は、昭和44年4月10日に指定され現在に至っているが、兵庫、岡山、鳥取三県の県境付近などの契地開発が進むにつれ、固定公園の区域外についても、残された自然の保護の要請も強くなり、昭和49年度には三県合同の総合学術調査が実施されたところである。

この結果、現公園区域に隣接した岡山・鳥取県境の袴ヶ仙及び三回山、恩原高原一帯などにブナ、ミズナラ等の自然林、シヤクナゲ群落、溪谷及び滝、イヌワシ生息地等の優れた自然の景勝地があることが明らかとなった。

このため、こからの地域のうち、景観上及び公園利用上現公園区域と一体として保護及び利用を図る必要がある地域について公園区域を拡張するものである。

2. 地域の概要

(1) 景観の特性

本公園は中国山地の東端に位置し、兵庫、岡山、鳥取の三県にまたがる険峻な山地一帯の地域で、構造山地及び火山群峰に起因する氷ノ山、後山、那岐山等の山岳、赤水、芦津等の溪谷及び神崎、鉢伏、黒岩、恩原等の高原などから成っている。

ア 地形、地質

本地域は、中国地方の各所に現れる隆起準平原上に白山火山帯に属する火山が噴出し、火山岩が被覆し、その後の隆起又は浸食により現在の複雑な地形が形成されたものである。

は人工造林地が多いが、なお貴重な自然林も各所に見られる。

ブナは、本公園の主要な山岳の山稜部や一部の溪谷に残存する温帯性常緑広葉樹林の優占種で、標高 700～1,000m 以上では群落を形成している。

氷ノ山、三川山、扇ノ山、沖ノ山、後山、三圍山等の山頂付近や音水、芦津、霧ヶ滝、三王谷等の溪谷部などにはブナ、イヌブナ、の自然林が残されている。これに加えて、ミズナラ、カエデ、シオジ、スギ、アスナロ、モミ、ヒメコマツ等の樹種も見られる。また、山稜部ではネマガリダケ（チシマザサ）が繁殖している。

特に、氷ノ山山頂付近には、ブナ、シオジ、スギ、ギャラボク等の群落が見られ、標高約 1,500m 地点にある古生沼はヤタスゲ、アイバソウ群落などの湿原群落で被われている。

その他、三川山、静川山、後山、塩谷地蔵等にはツクシヤクナゲが見られる。

ウ 野生動物

本公園の野生動物相は、比較的広葉樹林が多く残っている地域に種類が多い。

哺乳類では、自然林の減少とともにツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカなどは減少しつつあるが、栗焼付近では時々見かける。このほか、キツネ、タヌキ、ムササビ、モモンガ、イノシシ、テン、イタチ、アナグマ、ノウサギ等が生息している。

鳥類では、特記すべきものとして天然記念物 イヌワシの繁殖

が氷ノ山、扇ノ山及び三川山山系で確認されている。このほかクマタカ、オオタカ、コノハズク、ブッポウソウ等の約 120 種が記録され、そのうち約 70 種の繁殖が確認されている。

また、両生類として天然記念物オオサンショウウオが生息している。

昆虫相としては、ナナ林におけるエゾハルゼミ、エゾゼミ、ウスバシロチョウなど北方系の種類が見られることが特徴的で他に甲虫類、ハバチ類等で分布の制限、東限、北限となる種が数多く報告されている。

エ 自然現象

本公園の北部にある温泉町湯村では、泉温 95℃ の湯量豊富な温泉が河原近くで自噴している。また、扇ノ山山麓の霧ヶ滝上流赤滝付近には、関東では珍しい大規模な自然噴水が見られる。

神鍋山及び船越山の山麓には風穴があり、特に船越山ではその影響で付近に分布上珍しい植物が生息している。

オ 人文その他特殊景観

鳥取、岡山県境の辰巳峠付近の地層からは、植物、淡水魚、昆虫の化石を多数する。

忍原湖及び畜水湖はいずれも人工湖であるが、現在は周辺の地形、植生と調和した景観を創出している。また、船越山山麓の酒造寺は、真言宗の名利として知られ、境内では約 200 種の野草が餌付けされている。

中国地方第二の高峰氷ノ山（標高ノ山 1510 m）を主峰とし、扇ノ山、鉢伏山、後山等 1000 - 1300 m 級の山々がほぼ南北に連なり、これに岡山、鳥取の界境をなす那岐山、八本越、恩原高原、三國山、高清水高原が東西に続いている。これら標高 1000 m 以上の山頂部は全体に丸味をおびた準平原的な山容あるいは高原を成しているのに対し、山腹部は浸食により急傾斜を成している。特に、揖保川、岸田川、千代川、佐右川等の源流部は河川の浸食により番水、小又川、霧ヶ瀬、雨滝、諸原、三王谷等の景観的に特異な瀑布群を持つ溪谷が発達している。

これらの山々の中腹又は山麓には、畑ヶ平、河合谷、鉢伏、兎和野、黒岩、恩原、高清水等の高原があり、中国山地の特徴ともなっている。

神鍋山一帯の地域は三川山を北端とし、蘇武岳、妙見山等の準平原状の山稜が南北に連なっている。なお、蘇武岳北東の神鍋山（480 m）は、比較的新しい時代に噴出したトロイデ型火山である。

地質は、古生層の砂岩、頁岩が最も古く、これに貫入した花崗岩及びこれらの変成岩を基盤として、上部を安山岩等が覆っている。特に氷ノ山、扇ノ山、鉢伏山等の安山岩類及び神鍋山の玄武岩等は比較的新しい火山活動によって形成されたものである。

イ 植 生

本地域の山麓部においては、早くより開荒が進み、二次林又

(2) 利用の現況

本公園区域は、湯村、堀谷の温泉利用以外は大部分が山岳、高原、溪谷地帯の自然探勝利用であり、季節毎の主な利用形態は次のとおりである。

夏 期	自然探勝、登山、キャンプ、ハイキング、避暑
春秋期	自然探勝、登山、ハイキング、山菜キノコ採り
冬 期	スキー
通 年	温泉、参詣

以上を中心とした周年利用がなされており、昭和54年度における年間利用者数は約247万人（兵庫県約200万人、鳥取県約17万人、岡山県約30万人）にのぼる。

(3) 社会経済的背景

ア. 土地所有現況

(単位：ヘクタール)

県 別	国有地	公有地	私有地	合 計
兵 庫	8,718	3,469	13,013	25,200
鳥 取	5,080	1,364	2,135	8,579
岡 山	4,003	6,405	4,386	15,024
合 計	17,801 (36.5%)	11,268 (23.1%)	19,734 (40.4%)	48,803 (100%)

イ. 人口及び産業

公園区域のうち、兵庫県内においては、主に湯村温泉の市街及

は国道27号線沿いの集落に約3,500人の人口がある。岡山、鳥取県内については集落地等をほとんど含まないため常住人口はほとんどない。

産業は、当公園の大部分は山岳地であり、核心部分は国有林で占められていることから林業が中心である。一方、山腹及び山麓の高原等では、古くから採草放牧が行われていたが近年高冷地の集材を生かしたダイコン、イサゴ苗等の野菜づくりが盛んになってきている。また、集落地附近では階段状の棚田が見られる。兵庫県北部には湯村温泉街があり、また、鉢伏高原、神鍋高原、米ノ山山麓の春米、戸倉等ではスキー、遊覧利用客を対象とした民宿が多い。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

名 称	位 置	面積(ヘクタール)
水源かん養	兵庫県佐用郡佐用町地内	778.79-1
	・ 南光町 ・	504 ・
	・ 宍粟郡波賀町 ・	5,244 ・
	・ 千種町 ・	1,822 ・
	・ 城崎郡竹野町 ・	10 ・
	・ 香住町 ・	380 ・
	・ 日高町 ・	900 ・
	・ 美作郡村岡町 ・	1,783 ・
	・ 美作町 ・	1,379 ・

名 称	位 置	重複面積
	兵庫縣美方郡瀬谷町地内	2,508 八七九-ハ
	・ 養父郡八鹿町 ・	202 ・
	・ ・ 大屋町 ・	742 ・
	・ ・ 関宮町 ・	750 ・
	姫取郡岩美郡國府町 ・	670 ・
	・ ・ 岩美町 ・	908 ・
	・ 八頭郡那賀町 ・	182 ・
	・ ・ 八束町 ・	62 ・
	・ ・ 若菜町 ・	2,755 ・
	・ ・ 用瀬町 ・	144 ・
	・ ・ 佐治村 ・	747 ・
	・ ・ 智頭町 ・	2,550 ・
	・ 東伯郡三朝町 ・	94 ・
	岡山縣苫田郡加茂町 ・	2,233 ・
	・ ・ 上青原村 ・	2,773 ・
	・ ・ 阿波村 ・	1,923 ・
	・ 勝田郡勝田町 ・	896 ・
	・ ・ 系養町 ・	1,632 ・
	・ ・ 勝北町 ・	1,001 ・
	・ 英田郡東栗谷村 ・	525 ・
	・ ・ 西栗谷村 ・	1,796 ・
計		36,812 "

名 称	位 置	重複面積
土砂崩壊防備	鳥取県岩美郡岩美町地内	398.79-1
	・ 八頭郡若桜町 ・	4 ・
計		43 ・
保 健	鳥取県八頭郡智頭町地内	160 ・

(1) 鳥獣保護区

名 称	位 置	重複面積	指定年月日
佐用郡南光町 瑞穂寺	兵庫県佐用郡南光町地内	¹⁷⁷⁻¹ 353	昭 36. 8. 3
引 原	・ 宍粟郡波賀町 ・	540 ・	・ 43. 10. 30
水 / 山	・ 養父郡大岸町 ・ ・ 関宮町 ・	1972 ・ (25特保465-)	・ 47. 10. 30
鉢 北 高 原	・ 英方郡村岡町 ・	285 ・	・ 44. 10. 24
鬼和野高原	・ “ “ “ “	320 ・	・ 44. 10. 24
扇 / 山	・ 温泉町 ・	2570 ・ (25特保537-)	・ 47. 10. 28
温 泉	・ “ “ “ “	140 ・	・ 43. 10. 30
鉢 高 原	・ 養父郡関宮町 ・	559 ・	・ 43. 10. 30
扇 / 山	鳥取県岩美郡佐用町 ・ ・ 岩美町 ・	1,307	・ 47. 10. 28
水 / 山	・ 八頭郡若桜町 ・	948 ・	・ 47. 10. 30
芦 津	・ 智頭町 ・	1,597 ・ (25特保89-)	・ 47. 10. 30

名 称	位 置	面積(㎡)	指定年月日
高清水高礪	岡山県苫田郡上斎原村地内	326 ^{△98-0}	昭 40. 11. 1
梶並石手	・ 勝田郡勝田町 ・	528 ・	・ 42. 4. 1
後 山	・ 英田郡東栗倉村 ・	577 ・	・ 46. 11. 1
苔 杉	・ 西栗倉村 ・	550 ・	・ 47. 11. 1

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名 称	位 置	指定年月日
国指定	妙見の大スギ	兵庫県養父郡八穂町地内	大正 12. 9
県指定	枅が谷平のアスナロ群生	・ 城崎郡白旗町 ・	昭 42. 3. 29
	小坂のブナ原生林	・ 美方郡村岡町 ・	・ 43. 3. 29
	大笹のサゼンツウ群落	・ 〃 〃 〃 〃	・ 46. 4. 1
	渡 尾 池	・ 〃 〃 〃 〃	・ 43. 3. 29
	小坂池の大トナノキ	・ 〃 〃 美方町 ・	・ 46. 4. 1
	吉 池	・ 〃 〃 〃 〃	・ 47. 3. 24
	霧 沢 溪 谷	・ 〃 〃 温泉町 ・	・ 44. 3. 25
	小・又川溪谷	・ 〃 〃 〃 〃	・ 48. 3. 7
	古千本、千本杉の奥山湿生植物群落	・ 養父郡大屋町 ・	・ 50. 3. 18
	古生沼の高地湿原植物群落	・ 〃 〃 閑宮町 ・ ・ 〃 〃 大屋町 〃	・ 40. 3. 16
市指定	鉢伏高礪のヤマドリゼンマイ群落	・ 〃 〃 閑宮町 ・	・ 40. 3. 16
	別宮の大カラ	・ 〃 〃 〃 〃	・ 40. 3. 16
	古千本、千本杉の湿生植物群落	・ 〃 〃 〃 〃	・ 47. 3. 24

3. 公園区域

水ノ山・山後山・那岐山・国定公園の区域を次のとおりとする。

(表2: 公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	佐用郡佐用町 大字奥海及び大字海内の各一部	77	
	佐用郡摩光町 大字門前の一部	518	
	宍粟郡濱野町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区B9 林班から130林班まで及び133林班の 全部 宍粟郡波賀町 大字音水の全部並びに大字鹿伏、大字戸 倉、大字原、大字引原及び大字日ノ原の 各一部	6,409	
	宍粟郡千種町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 1林班から15林班までの全部 宍粟郡千種町 大字河内、大字河呂、大字西河内、大字 西山、大字七野及び大字室の各一部	1,693	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	城崎郡竹野町 大字三原の一部	10	
	城崎郡香住町内 国有林鳥取地域施業計画区 鳥取事業区 128林班及び 129 林班の全部並びに 1009林班の一部 城崎郡香住町 大字三川の一部	928	
	城崎郡白高町 大字福築、大字 神鍋、 大字 名色、 大字 羽尻、 大字 東河内、 大字 万劫 大字 万場、 大字 水口及び 大字 山田の各一 部	3,020	
	美方郡村岡町内 国有林鳥取地域施業計画区 鳥取事業区 130林班から 134林班までの各一部 美方郡村岡町 大字板仕野、 大字市原、 大字大世、 大字耀 山、 大字染波、 大字畷田、 大字祖岡、 大		

都道府県名	区	域	面	積 (ha)
兵 庫 県	字境、大字作山、	大字高井、大		
	字寺河内、大字中大谷、大字日影、大字村			
	岡、大字森脇、大字富、大字山田及び大字		2,787	
	和池の各一部			
	美万郡美万町内			
	国有林徴収地域施業計画区徴収事業区			
	145 林班 から 147 林班 まで 及び 1022			
	林班の全部			
	美万郡美万町			
	大字秋岡、大字大谷、大字鏡岩屋、大字			
	青野、大字神水、大字久須部、大字奥山、			
	大字佐坊、大字新屋、大字貫田、大字東			
	垣及び大字平野の各一部		2,170	
	美万郡温泉町内			
	国有林徴収地域施業計画区徴収事業区			
	135 林班 から 144 林班 までの全部			
	美万郡温泉町			
	大字石橋、大字歌長、大字井上、大字多			
	子、大字岸田、大字綱岡、大字堤廻、大			
	字丹土、大字中辻、大字細田及び大字湯			
	の各一部		5,246	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	養父郡八鹿町 大字石原の一部	227	
	養父郡大屋町内 国有林兵庫地成施業計画区山崎事業区 648 林班 から 651 林班 までの全部 養父郡大屋町 大字浅及び大字横行の各一部	1016	
	養父郡関宮町内 国有林兵庫地成施業計画区山崎事業区 647 林班 の全部 養父郡関宮町 大字大久保 大字尾崎 大字岸出 大 字丹戸 大字出合 大字森 大字紫リ原 大字兼良尾 大字福足 大字別宮及び 大字万久 里の各一部	1717	
		小 計	25,200

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
鳥 取 県	岩美郡国府町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 1029 林班の全部 及び 1028 林班の一部 岩美郡国府町 大字雨滝の一部	999	
	岩美郡岩美町 大字洗井及び大字鷺越の各一部	362	
	八頭郡那賀町 大字姫路の一部	185	
	八頭郡八束町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区と林班の一部	152	
	八頭郡若良町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区10 林班から 16 林班まで 21 林班から 24 林 班まで、30 林班から 32 林班まで 47 林 班、1002 林班から 1005 林班まで 1014 林班及び 1015 林班の全部並びに 9 林班、19 林班、20 林班、33 林班、46 林班及び 1016 林班の各一部	3,168	
	八頭郡若良町 大字名折、大字壽米、大字中原及び大字 吉川の各一部	192	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
鳥 取 県	八頭郡佐治村内 国有林鳥取地域施業計画鳥取事業区 90 林班 72林班及び100林班の全部並びに 87林班から 89林班まで、97林班及び 101林班から 103林班までの各一部 八頭郡佐治村 大字尾原、大字新原、大字中及び大字余 戸の各一部	1166	
	八頭郡智頭町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 58林班から 63林班まで及び73林班 から75林班までの全部並びに56林班 の一部 八頭郡智頭町 大字芦津及び大字波多の各一部	2261	
	東伯郡三朝町内 国有林鳥取地域施業計画区倉吉事業区 22林班及び23林班の各一部	94	
		小 計	8579

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
岡山 県	苫田郡加茂町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 58林班から60林班まで、64林班から 68林班まで及び1004林班の全部 苫田郡加茂町 大字高柳、大字倉見、大字黒木及び大字 知和の各一部	2364	
	苫田郡上高原村内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 31林班、33林班から35林班まで及び42林 班から49林班までの全部並びに29林班、 30林班及び32林班の各一部 苫田郡上高原村の一部	3173	
	苫田郡阿波村の一部	2427	
	勝田郡勝田町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 74林班から98林班までの全部及び93林 班の一部 勝田郡勝田町 大字右手及び大字東谷上の各一部	1423	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
岡 山 県	勝田郡奈義町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 88林班から92林班まで118林班及び 119林班の全部並びに87林班の一部 勝田郡奈義町 大字高円、大字是泉、大字虎本、大字成松、大字烏桑及び大字室内の各一部	1,666	
	勝田郡勝北町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 79林班から86林班までの全部 勝田郡勝北町 大字奥津川の一部	1,015	
	英田郡奈義倉村 大字後山の一部	875	
	英田郡西奈義倉村 大字大茅、大字影石、大字坂根及び大字長尾の各一部	2,021	
		小 計	15,024
合 計		48,803	

(表之：公園区域変更表)

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	兵庫県美方郡美方町 大字佐坊の一部
2	*	兵庫県美方郡美方町 大字久須師、大字賣田及び大字東畑の各一部
3	*	兵庫県美方郡美方町 大字茅野、大字栗山、大字新屋及び大字平野の各一部
4	*	鳥取県八頭郡佐治村内 固有林鳥取地域施策計画区鳥取事業区 90 林班、98 林班及び 100 林班の全部並びに 87 林班から 87 林班まで、97 林班、101 林班及び 103 林班の各一部 鳥取県八頭郡佐治村 大字尾原、大字勘原、大字中及び大字余戸の各一部

変 更 理 由	面積 (ha)
現国定公園区域に隣接する山岳地で急峻な岩場と瀑布（八反滝）が見られ、植生もシヤクナゲの群落、トナ、ミズナラ等の自然林が残存し、自然景観がすぐれた地域である。	119
善滝の探勝、野営、山岳展望等公園利用上の価値が高い地域である。	55
体状安山岩の岩場が屹立した急峻な山岳地であつて、シヤクナゲ、イフヒバの群落が見られるとともに一帯は天然記念物イヌワシの生息、繁殖地として知られており、現行の公園区域と一体的な保護を図る必要のある地域である。	206
十代川の支流である佐治川の上流域にあつて、自然が多く残された地域である。 地形は岡山県側と当該地域の差異が対照的で、当該地域では著しく開析された新期の地形を示し、谷部には峡谷や危、美しい溪流などが箇所にある。 植生は三王滝周辺にミズナラ・クロモジ群落の自然林が、辰巳峠附近ではトナノキ林の自然林が、又八本越の面部にあたる南平ではブナの自然林が残されている。南平に隣接する三原台は平坦な地形で、ここに半自然植生のススキ草原が広がっている。	

番号	区分	変更部分の区域
5	拡張	鳥取県八頭郡佐治町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 101 林班から 103 林班までの各一部 鳥取県東伯郡三朝町内 国有林鳥取地域施業計画区徳吉事業区 22 林班及び 23 林班の各一部
6	。	岡山県苫田郡加茂町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 58 林班から 60 林班まで、64 林班及び 1004 林班の全部 岡山県苫田郡加茂町 大字急見の一部 岡山県苫田郡上青原町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 31 林班、33 林班から35林班まで及び42林班から49林班までの全部 並びに29林班、30林班及び32林班の各一部

変 更 理 由	面積 (ha)
動物相はその種類 数ともに豊富で、特に鳥類、昆虫類に特色がある。このほか辰巳峠附近には化石の産地があり、魚類や植物の化石を産する。 現行の公園区域と一体的に保護を図る必要のある地域である。	1127
阿山原と岡取原の界境にある三田山の山頂部でブナはブナ・スギ松の原生林が繁茂している。落葉のブナ林の中に常緑の天然スギの混じる景観は特異で、特に春の新緑、秋の紅葉時には非常に美しい自然景観を呈し、公園区域として保護を図る必要のある地域である。	193
既設の黒岩高原、大ヶ山山系の西北部界境沿いに位置し人工林と落葉広葉樹の二次林の間にブナ、ミズナラ、天然杉等を主木とする自然林がまとまった形で分布している。 高度的には、800m以上の地区でありなから準平泉的な山並みで、山麓は牧野、採草牧地、混交林野が闊け、平坦部には民家が散在（区域外）し、そのたまたまいは奥地山村の風情を温存している。 その他に三田山、三十八ヶ仙の高峰、高清水、恩原高原として発電貯水用に造られた恩原湖は永い年月とともに周囲の自然と調和し、非常に多彩で変化に富んだ郷土景観を	

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
		岡山県古田郡上斎原村の一部 岡山県古田郡門波村の一部
7	拡 張	岡山県勝田郡勝田町内 国有林岡山地域植業計画区津山事業区 76 林班から 78 林班までの全部 岡山県勝田郡勝田町 大字右手、大字東谷上の各一部 岡山県美田郡西栗倉村 大字大牙、大字影石及び大字坂根の各一部

養 更 理 由	面積(私)
創出しており、隣県にもそのすぐれた自然景観が知られ、多くの利用者を賑わっている。 現行の公園区域と一体的な保護及び利用を図る必要のある地域である。	5,073
後山山系と那岐山山系の中間の駕取原境に位置している。特にこの地区は県下最大の林業地帯であるため、全般的に植生の自然度は高くはないが、山並みと手入れが行届いた人工林の美しさは、近年見直されている。 駕取原境域には、ツクシシヤクナゲ、ブナを中心とした貴重な植生がみられ、又町民のシンボルとして親しまれているすぐれた山容を誇る袴ヶ山、山腰を覆うすばらしい人工林とその間をめぐって流れる溪流との組み合わせは、中国山地特有の女性的な山並み景観を形成しており、風景形成は既指定区域と同一である。 これらの自然景観の保護、保全をすると共に、この地区に隣接する境谷温泉、杉木天然林、那岐山山系等を結ぶ一体的な利用施設を整備し、変化に富んだ森林レクリエーションの場を確保するものである。	1,828

変更部 面積計	8,541		
変更前公園面積	40,262		
変更後公園面積	国	公	私
	17,801	11,268	19,734
	48,803		

氷ノ山後山那岐山国定公園

公園計画書

(公園計画の変更)

目 次

1 基本方針	4-2 (1)
2 保護計画	
(1) 保護規制計画	(3)
ア 特別地域	(3)
(ア) 特別保護地区	(11)
(イ) 第1種特別地域	(18)
(ウ) 第2種特別地域	(32)
(エ) 第3種特別地域	(48)
イ 普通地域	(74)
(2) 保護施設計画	(92)
3 利用計画	
(1) 利用施設計画	(94)
ア 集団施設地区	(94)
イ 単独施設	(92)
ウ 道 路	(112)
(ア) 車 道	(112)
(イ) 歩 道	(118)
4 参考事項	
(1) 指定動植物	(130)
(2) 過去の経緯	(134)

(2) 利用計画の方針

ア 公園の利用拠点として、既存の神嶺高原集団施設地区のほか、新たに上山高原集団施設地区を追加し、計画的な施設整備を図るための詳細計画等を定める。

なお、位置のみ定められていた箕面施設地区のうち、鉢伏高原集団施設地区及び黒岩高原集団施設地区については、利用動向の変化及び土地所有の状況等から計画的な施設整備の適地ではないため、計画を削除し、改めて利用の実態に応じて所要の単独施設を計画する。

イ 春から秋にかけての自然探勝、登山、野営など及び冬のスキーなど、山岳、高原、溪谷などそれぞれの地域の特徴に応じた公園利用のための単独施設を計画する。

ウ 公園内の各拠点を結ぶ車道及び自然探勝利用のための歩道の計画と再編成する。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
兵庫県	佐用郡佐用町 大字奥谷及び大字堀内の各一部	17
	佐用郡南光町 大字門前の一部	518
	宍粟郡波賀町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 89 林班から 130 林班まで及び 133 林班の 全部 宍粟郡波賀町 大字音水の全部並に大字鹿伏、大字戸倉、 大字原、大字引原 及び大字日ノ原の各一 部	6,469
	宍粟郡千種町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 1 林 班から 15 林班までの全部	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	宍粟郡千種町 大字河内, 大字河島, 大字西河内, 大字 西山, 大字七野 及び大字室の各一部	1,693	
	城崎郡竹野町 大字三原の一部	10	
	城崎郡香住町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区128 林班及び129林班の全部並びに1008 林班の一部		
	城崎郡香住町 大字三川の一部	528	
	城崎郡日高町 大字箱素, 大字 神鍋, 大字 名色, 大字 羽尻, 大字東河内, 大字万劫, 大 字万場, 大字水口及び大字山田の各一部	3,020	
	美方郡村岡町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区130 林班から134林班までの各一部		
	美方郡村岡町 大字板仕野, 大字大笹, 大字耀山, 大字熊波,		

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
兵 庫 県	大字黒田, 大字細岡, 大字寛, 大字作山, 大字寺河内, 大字中大谷, 大字日影, 大字 村岡 大字森脇 大字山田及び大字和池の 各一部	2,637
	美た郡美た町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区145 林班から147林班まで及び1022林班 の全部 美た郡美た町 大字秋岡, 大字大谷, 大字鯉池屋, 大字茅 野, 大字神水, 大字久須部, 大字裏山, 大 字佐布, 大字新屋, 大字貫田, 大字東垣及 び大字平野の各一部	1,975
	美た郡温泉町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区135 林班から144林班までの全部 美た郡温泉町 大字石橋, 大字歌長, 大字海上, 大 字多子, 大字岸田, 大字桐岡, 大字切畑, 大字平土, 大字中辻 大字細田及び大字湯 の各一部	5,185

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	養父郡八咫町 大字石原の一部	229	
	養父郡大屋町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 648 林班から 651 林班までの全部		
	養父郡大屋町 大字茂及び大字横行の各一部	1016	
	養父郡関宮町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 647 林班の全部		
	養父郡関宮町 大字大久保、大字尾崎、大字葛出、大字丹 戸、大字出合、大字梨ヶ原、大字点夜尾、 大字福走、大字別宮及び大字万久里の各一 部	1625	
		小計	24722
鳥 取 県	岩美郡国府町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 1029 林班の全部及び 1028 林班の一部		
	岩美郡国府町 大字雨滝の一部	999	

都道府県名	区	域	面積 (ha)
鳥 取 県	岩美郡岩美町	大字洗井及び大字鳥越の各一部	362
	八頭郡岩美町	大字姫路の一部	185
	八頭郡八束町内	国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区8林班の一部	152
	八頭郡若桜町内	国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 10 林班から 16 林班まで, 21 林班から 24 林班まで, 30 林班から 32 林班まで, 47 林班, 1002 林班から 1005 林班まで, 1014 林班及び 1015 林班の全部並び に 9 林班, 19 林班, 20 林班, 33 林班, 46 林班及び 1016 林班の各一部 八頭郡若桜町 大字落折, 大字春米, 大字中瀬及び大字吉 川の各一部	3,168

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
鳥 取 県	八頭郡市瀬町 大字江波及び大字屋島の各一部	192	
	八頭郡佐治村内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 90 林班、98 林班及び 100 林班の全部並みに 87 林班から 89 林班まで、97 林班及び 101 林班から 103 林班までの各一部		
	八頭郡佐治村 大字尾際、大字朽原、大字中及び大字余戸の各一部	1166	
	八頭郡智頭町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 58 林班から 63 林班まで及び 73 林班から 75 林班までの全部並みに 56 林班の一部		
	八頭郡智頭町 大字芦津及び大字波多の各一部	2261	
	東伯郡三朝町内 国有林鳥取地域施業計画区倉吉事業区 22 林班及び 23 林班の各一部	94	
		小計	8579

都道府県名	区	町	面積 (ha)
岡山県	吉田郡加茂町内		
	国有林岡山地域施業計画区津山事業区		
	58林班から60林班まで、64林班から68林班まで及び、69林班の全部		
	吉田郡加茂町	大字青柳、大字倉見、大字黒木及び大字知和の各一部	2,364
	吉田郡上高瀬村内		
	国有林岡山地域施業計画区津山事業区		
	31林班、33林班から35林班まで及び42林班から49林班までの全部並びに29林班、30林班及び32林班の各一部		
	吉田郡上高瀬村の一部		3,173
	吉田郡阿波村の一部		2,273
	勝田郡勝田町内		
	国有林岡山地域施業計画区津山事業区		
	94林班から96林班までの全部並びに93林班、97林班及び98林班の各一部		
	勝田郡勝田町	大字右手及び大字東谷上の各一部	635

都道府県名	区	域	面積 (ha)
岡山県	勝田郡赤松町内	国有林岡山地域施業計画区津山事業区 88林班から92林班まで118林班及び 119林班の全部並びに87林班の一部	
	勝田郡赤松町	大字高月、大字足宗、大字塩本、大字成松、 大字馬桑及び大字宮内の各一部	1,666
	勝田郡勝北町内	国有林岡山地域施業計画区津山事業区 79林班から86林班までの全組	
	勝田郡勝北町	大字奥津川の一部分	1,015
	英田郡東栗倉村	大字後山の一部分	875
	英田郡西栗倉村	大字太茅、大字影石、大字坂根及び大字長 尾の各一部	1,773
			小計 13,774
合 計			47,075

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	宍粟郡波賀町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 89林班、90林班及び105林班の各一部	99	
	城崎郡日高町 大字万劫の一部	16	
	城崎郡村岡町 大字山田の一部	4	
	養父郡犬屋町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 649林班から 651林班までの各一部	118	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵庫県	養父郡関宮町内 国有林兵庫地域施策計画区山崎事業区 647 林班の全部	10	
		小計	247
鳥取県	岩美郡国府町内 国有林鳥取地域施策計画区鳥取事業区 1029 林班の一部	18	
	八頭郡八束町内 国有林鳥取地域施策計画区鳥取事業区 8 林班の一部	15	
	八頭郡若桜町内 国有林鳥取地域施策計画区鳥取事業区 11 林班, 22 林班から 24 林班まで, 30 林班及び 31 林班の各一部	168	
		小計	201

所在地	地名	面積 (ha)
岡山県	英田郡東栗谷村 大字後山の一部	62
	英田郡西栗谷村 大字大茅の一部	83
		小計 145
合 計		593

(表3: 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
音 水	兵庫県宍粟郡波賀町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 105 林班の一部
氷ノ山	兵庫県宍粟郡波賀町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 99 林班及び 90 林班の各一部 兵庫県養父郡大屋町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 649 林班から 651 林班までの各一部 兵庫県養父郡閑宮町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 647 林班の全部 鳥取県八頭郡若柵町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 22 林班から 24 林班まで、30 林班及び 31 林班の各一部
三川山、蘇 武岳	兵庫県成美郡日高町 大字万幼の一部 兵庫県美方郡村岡町 大字山田の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
林齢200年前後の天来スギの純林である。	44
中園地方第2の高峰、氷ノ山(1,510メートル)は、トロイデ型式の休眠火山で山腹は急峻であるが山頂部は緩やかな地形を示す。 植生は、裏日本型のブナの自然林で西日本でも有数の規模を有する。 山頂部付近は、風衝草原となっており、チシマザサ群落やタイセンキヌラボク、コケモモ、コメバツカサクラなどの高山性の植物が頭取景観に彩を添えている。 また、動物相は自然林が多く残っているところから、その種類、個体数とも多く、特にツキノフグマウサギは特異である。 兵庫側の頂上付近には中層湿原である古生沼があり北方系の湿地植生が見られる。	304
小畑のブナ自然林及び万劫地蔵のアスナロ、ツクシシメツナゲの自然林を含む地域である。	21

名 称	区 域
扇ノ山	鳥取県岩美郡国府町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 1029林班の一部 鳥取県八頭郡八東町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 9林班の一部 鳥取県八頭郡右様町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 11林班の一部
若 杉	岡山県英田郡西栗倉村 大字大茅の一部
後 山	岡山県英田郡東栗倉村 大字後山の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
扇ノ山は、大山火山系に属し山腹は急峻な地形を呈するが、山頂部は緩やかで女性的な山容を呈しており、要日本型のブナク自然植生から成る地域である。	72
ブナ、ミズナラの優占する自然林からなる地域である。	83
岡山県下最高峰の俊山（1,345m）は霊山として多くの行者が修験に訪ずれる。若杉特別保護地区と同様、ブナ、ミズナラの自然林からなる地域である。	62
計	593

(1) 第1種特別地域

次の地域を第1種特別地域とする。

(表々： 第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	佐用郡南光町 大字門前の一部	76	
	六果郡波賀町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 89林班から94林班まで、99林班から 102林班まで、104林班、105林班、 109林班、118林班、119林班、 126林班から128林班まで及び133林班、 の各一部	414	
	城崎郡番位町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 128林班及び129林班の各一部	27	
	城崎郡白高町 大字羽尻及び大字万劫の各一部	194	
	美方郡村岡町 大字板仕野、大字大笹、大字簗波及び大字 白影の各一部	177	

都道府県名	区 域	面 積(ha)	
兵 庫 県	美た郡美た町 大字新屋の一部	18	
	美た郡温泉町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 136林班から144林班までの各一部		
	美た郡温泉町 大字海上及び大字岸田の各一部	151	
	養父郡八鹿町 大字石原の一部	7	
	養父郡大屋町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 649林班から651林班までの各一部		
	養父郡大屋町 大字筏の一部	213	
	養父郡関宮町 大字大久保, 大字丹戸及び大字稲庭の各一部	65	
		小計	1,332

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
鳥 取 県	岩美郡 国府町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 1028林班の一部 岩美郡 国府町 大字兩邊の一部	244	
	八頭郡 若松町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 9林班, 11林班から16林班まで, 23 林班, 24林班及び1002林班の各一部	155	
	八頭郡 佐治町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 98林班及び100林班の各一部		
	八頭郡 佐治村 大字尾除, 大字中及び大字余戸の各一部	80	
	八頭郡 智頭町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 59林班の全部並びに56林班, 58林班, 60林班から63林班まで及び73林班か ら75林班までの各一部 八頭郡 智頭町 大字芦津の一部	327	
		小計	806

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
岡山 県	吉田郡加茂町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 65 林班及び 66 林班 の各一部	10	
	吉田郡上青原町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 31 林班の一部		
	吉田郡上青原村の一部	138	
	吉田郡阿波村の一部	55	
	勝田郡奈義町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 89 林班から 91 林班まで及び 118 林班の各一部		
	勝田郡奈義町 大字足泉、大字滝本、大字成松及び大字宮 内の各一部	45	
	勝田郡勝北町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 80 林班から 82 林班まで及び 84 林班から 86 林班までの各一部	100	
		小計	348
合	計	2,486	

(表 3 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
三川, 蔵武 妙見	兵庫県城崎郡香住町内 国有林高成地域施業計画区鳥取事業区 128 林班及び 129 林班の各一部 兵庫県城崎郡日高町 大字羽尻及び大字万劫の各一部 兵庫県美方郡村岡町 大字日影の一部 兵庫県養父郡八鹿町 大字石原の一部
鉢 伏 山	兵庫県美方郡村岡町 大字大笹及び大字板仕野の各一部 兵庫県美方郡美方町 大字新屋の一部 兵庫県養父郡騎竜町 大字大久保及び大字丹戸の各一部
畑ヶ平, 霧 ヶ港	兵庫県美方郡村岡町 大字熊波の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
三川山の主要登山道沿線のブナ自然林、及び蘇武岳山頂一帯のブナ自然林と風衝草原、湿地並みに妙見山、名草神社のスギ老樹林の地域である。	240
鉢伏山山頂周辺の火山地形及び静川滝とその周囲に残存するブナ自然林の地域である。	134
扇ノ山の主稜線に残るブナ自然林及び熊波、霧ヶ池、小又川、畑ヶ平の溪谷にかかる瀑布群と周辺のトチ、カツラ等の自然林を含む地域である。	

名 称	区 域
	兵庫県美方郡温泉町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 136林班から144林班までの各一部 兵庫県美方郡温泉町 大字海上及び大字岸田の各一部
河谷谷、雨 竜、扇ノ山	鳥取県岩美郡国府町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 1022林班の一部 鳥取県岩美郡国府町 大字雨竜の一部 鳥取県八頭郡若桜町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 9林班、11林班から16林班まで及び1002林班の各一部
氷ノ山、天泡	兵庫県宍粟郡波賀町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 89林班から94林班までの各一部 兵庫県養父郡大屋町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 649林班から651林班までの各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
	255
扇ノ山山頂部の特別保護地区に隣接する地域で、アナの自然林がみられる。 また、雨滝地区は代表的な雨滝のほか宮滝や布引滝などの沢山の滝がある。この雨滝は落差40mと水量も多く周辺の自然林と相まって優れた景観を呈している。 大原滝下流域は安山岩の絶壁をもつ峡谷で周辺の自然林と一体となって優れた景観を呈している。	350
氷ノ山の山腹に残された西日本で有数の規模を持つアナの自然林及びイヌワシの生息地並びに天滝の瀑布と水源部の杉ヶ沢湿地を含む地域である。	

名 称	区 域
	兵庫県養父郡大屋町 大字浅ノ一部 兵庫県養父郡関宮町 大字大久保及び大字福定ノ各一部 鳥取県八頭郡若杉町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 25林班及び24林班の各一部
赤西、音水 溪谷	兵庫県宍粟郡波賀町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 99林班から102林班まで、104林班、105林 班、109林班、118林班、119林班、126林 班から128林班まで及び133林班の各一部
品越山	兵庫県佐用郡南光町 大字門前ノ一部
芦津 沖ノ山	鳥取県八頭郡智頭町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 59林班の全部並びに56林班、58林班、59林班 から63林班までの各一部 鳥取県八頭郡智頭町 大字芦津ノ一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
	427
赤西及び音水溪谷の溪谷美と谷沿いに繁茂するイヌブナ の自然林、並に黒不動池と周辺のスギ、イヌブナの自然 林の地域である。	269
船越山瑠璃寺の参道沿い寺域林でスギの大木が多い地域 である。	76
ブナの自然林の区域で、この地区のブナ林には天然スギ が多く混じる特徴があり、新緑や紅葉時は格別に美しい。 又原生林が多く残されているところから動物相も豊富で、特 にソノノワグマの生息が特異である。	299

名 称	区 域
那 岐 山	鳥取県八頭郡智頭町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 73林班, 74林班, 75林班の各一部 岡山県勝田郡奈義町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 89林班から91林班まで, 及び118林班の各一部 岡山県勝田郡奈義町 大字是泉, 大字滝本, 大字成松及び大字宮内の各一部 岡山県勝田郡勝北町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 80林班から82林班まで, 84林班から86林班までの各一部
佐 治	鳥取県八頭郡佐治村内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 99林班及び100林班の各一部 鳥取県八頭郡佐治村 大字尾原, 大字中及び大字余戸の各一部
新清水高原	岡山県吉田郡上青原村内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 31林班の一部 岡山県吉田郡上青原村の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
広い裾野を持つ本山系は、後山に継ぐ岡山県下第2の高 峰で、頂上附近はショウジョウスゲ、チマキザサ、レンゲ ツツシ等の草原で、中腹にはツツシシマフナゲの群落、ブ ナの自然林がみられる。	173
山王庵と周辺の自然林の地区並みに三原台のススキ草原 の地域もある。 山王庵周辺の自然林は、主としてミズナラ、カツラ、ト チ等の自然林からなっており、三原台は半自然のススキが 生育している。	80
標高1,050m 程の高原地区であり、山腹部より山頂に かけて、樹齢300年程度のブナ、ミズナラを主木として、 天然杉の巨木の散在する自然林を残しており、山頂部一帯 はほぼ準平原状の草原となっている。	89

名 称	区 域
池 原 湖	岡山県吉田郡上斎原村の一部
黒木ダム	岡山県吉田郡加茂町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 65林班及び66林班の各一部
黒岩高瀬と 大々山	岡山県吉田郡阿波村の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
恩原湖は、昭和3年、発電用ダムとして造られた人工湖であるが、長年の間に、周囲の恩原高原の自然に透け込み、良好な湖畔景観を創出している。	49
黒木ダムも恩原湖と同様良好な湖畔景観を創出しており、周辺部山頂は、自然林地帯でもある。	10
標高960メートル、約200ヘクタールに及ぶ広大な準平原が開け、平坦地の草原湿原と周辺には、ミズナラの純林をはじめ、フナ、トチの混在した自然林が広がり広大な高原景観をなしている。	55
計	2486

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	佐用郡南光町 大字門前の一部	172	
	宍粟郡波賀町内 国有林兵庫地域施策計画区山崎事業区 115林班、121林班から123林班ま で及び133林班の各一部	264	
	宍粟郡千種町内 国有林兵庫地域施策計画区山崎事業区 2林班から9林班まで及び12林班から14林 班までの各一部	103	
	城崎郡香住町内 国有林鳥取地域施策計画区鳥取事業区 128林班及び129林班の各一部		

都道府県名	区	城	面積(ha)
兵庫県	城崎郡香住町		
	大字三川の一部		259
	城崎郡日高町		
	大字稲葉、大字神鍋、大字名色、大字羽尻、 大字東河内、大字万劫及び大字万場の各一部		742
	美方郡村岡町		
	大字板仕野、大字大笹、大字耀山、大字熊取、 大字黒田、大字日影、大字森脇及び大字和池の各一部		539
	美方郡美方町		
	大字鍛冶屋、大字茅野、大字新屋及び大字平野の各一部		137
兵庫県	美方郡温泉町		
	大字石橋、大字海上及び大字岸田の各一部		235
	養父郡八鹿町		
	大字石原の一部		222
兵庫県	養父郡大屋町		
	大字箕の一部		155

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
共 庫 県	養父郡関宮町 大字大久保, 大字丹戸, 大字出合, 大字系 良尾及び大字福庄の各一部	675	
		小計	3,450
鳥 取 県	岩美郡西府町 大字雨滝の一部	234	
	岩美郡岩美町 大字法井及び大字鳥越の各一部	362	
	八頭郡若桜町内 国有林鳥取地域施業計画区に属する林区 22林班から24林班までの各一部 八頭郡若桜町 大字落折の一部	208	
	八頭郡佐治町内 国有林鳥取地域施業計画区に属する林区 99林班及び100林班から103林班ま での各一部 八頭郡佐治町 大字尾原の一部	172	

都道府県名	支 域	面 積 (ha)	
鳥 取 県	八頭郡智頭町 大字芦津の一部	96	
	東伯耆郡三朝町内 国有林鳥取地域施業計画区倉吉事業区 22林班及び23林班の各一部	98	
		小計	1,216
岡 山 県	苫田郡加茂町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 65林班及び1004林班の各一部		
	苫田郡加茂町 大字青柳, 大字倉見, 大字黒木及び大字知 和の各一部	507	
	苫田郡上青原村内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 29林班から31林班までの各一部 苫田郡上青原村の一部	605	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
岡山県	苫田郡阿波村の一部	685	
	勝田郡茶臼町内 国有林 西山地或施業跡 西區津山事業区 88林班及び89林班の各一部		
	勝田郡茶臼町 大字高丹、大字是泉、大字成松及び大字宮 内の各一部	238	
	勝田郡勝北町 大字奥津川の一部分	250	
英田郡東栗谷村	大字後山の一部分	641	

渡有県名	区 域	面 積 (ha)	
山 県	英田郡西栗金村		
	入字大茅，大字影石及び大字長尾の各一部	631	
		小 計	9,557
合 計		8,223	

(表 7 : 第 2 種 特 別 地 域 内 訳 表)

名 称	区 域
三ノ山、院 臥在、砂見 山	兵庫県城崎郡番江町内 国羽林鳥取地域施策計画区鳥取事業区 1.28 林班及び 1.29 林班の各一部 兵庫県武庫郡番江町 大字三川の一部 兵庫県城崎郡日高町 大字稲葉 大字神鍋、大字名色、大字羽尻、大字東河 内、大字万助及び大字万場の各一部 兵庫県美方郡村岡町 大字三ノ山及び大字日影の各一部 兵庫県養父郡八鹿町 大字石原の一部
氷ノ山、鉢 伏山、天滝	兵庫県美方郡村岡町 大字板仕野、大字大瀬、大字熊波、大字黒田、大字赤松 及び大字和志の各一部 兵庫県美方郡美方町 大字茅野、大字新屋及び大字平野の各一部 兵庫県養父郡大畠町 大字篠の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
三川山北斜面の稜線部には、ヒメコマツ、ヒノキの自然林が、斜面と谷部には裏日本型のブナ林が発達する。 鯉沢岳及び妙見山の山腹、溪谷沿いには二次林ではあるが比較的すぐれたブナ、トチノ木、スギ等の混交林が見られる。 また神鍋湖は利用の中心地でもある。	1,279
鉢伏山から磨川山にかけて 700～800 m の台地に広がる高原地帯で火山地形の名残りを示す大池の湿原を含む。 鉢伏高原には、ヤマドリセンマイ、ミツガシワ等の湿原植物群落が発達する。 氷ノ山の東西山腹及び天竜一帯には特別保護地区、第1種特別地域に隣接してブナ、ミズナラの自然林がある。	

名 称	区 域
	兵庫県養父郡関宮町 大字大久保，大字丹戸，大字山合， 大字兼良尾 及び 大字福定の各一部 鳥取県八頭郡若桜町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 22 林班から24林班までの各一部 鳥取県八頭郡若桜町 大字落折の一部
船越山，赤 西，音水溪 谷	兵庫県佐用郡南光町 大字門前の一部 兵庫県宍粟郡波賀町内 国有林宍粟地域施業計画区山崎事業区 115 林班，121 林班から123 林班まで 及び133 林班の各一部 兵庫県宍粟郡波賀町 大字康伏，大字戸倉，大字原，大字引原 及び大字日ノ原 の各一部 兵庫県宍粟郡千種町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 2 林班から9林班まで 及び12 林班から14 林班までの各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
	1,589
船越山瑠璃寺周辺には、風穴地帯があって中園地方固有あるいは珍希な草本及びシダ類が繁茂する。 赤西国有林の東不動滝は県下の名瀑として知られ背後にはイヌブナと天然スギの自営林が残されている。 また、香水湖及び主要利用ルートである国道沿いでは、人工林と自然林のコントラストが美しい。	559

名 称	地 域
上山, 笹滝	兵庫県美方郡美方町 大字観音寺の一部 兵庫県美方郡温泉町 大字石橋, 大字海上及び大字岸田の各一部
河合谷, 雨 滝, 扇, 山	鳥取県岩美郡国府町 大字雨滝の一部 鳥取県岩美郡岩美町 大字洗井及び大字島越の各一部
芦津, 沖ノ山	鳥取県八頭郡智頭町 大字芦津の一部
佐 治	鳥取県八頭郡佐治村内 国有林鳥取地域施業計画区佐治事業区 98林班及び100林班から103林班までの各一部 鳥取県八頭郡佐治村 大字尾瀬の一部 鳥取県八頭郡三朝町内 国有林鳥取地域施業計画区倉吉事業区 22林班, 23林班の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
県指定天然記念物善滝一帯及び扇ノ山の北側に広がる上山高原一帯の地域である。	351
扇ノ山、雨滝に隣接する地区及び河合谷高原の地区を主にミズナラからなる自然林の区域である。	646
第1種特別地域に隣接した地域でブナ、ナラの自然林からなる	96
三王谷のブナ、ミズナラの自然林の地区及び三國山山頂部のブナ、ナラの自然林の地区からなる地域である。	256

名 称	地 域
那 岐 山	岡山県勝田郡奈義町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 29林班及び30林班の各一部 岡山県勝田郡奈義町 大字高丹, 大字足宗, 大字成松及び大字宮内の各一部 岡山県勝田郡勝北町 大字奥津川の一部
后 谷	岡山県英田郡西栗倉村 大字影石の一部
岩 形	岡山県英田郡西栗倉村 大字大茅, 大字影石及び大字長尾の各一部
後 山	岡山県英田郡東栗倉村 大字後山の全部
高清水高原	岡山県吉田郡上高原村内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 29林班から31林班までの各一部 岡山県吉田郡上高原村の一部
恩原高原	岡山県吉田郡上高原村の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
那岐山頂部の第1種特別地域の新設地帯として、又登山歩道利用のために必要な地域。	488
ブナ、ミズナラの自然林の中にツフシシメクサゲの群落がある地域である。	69
公園利用道路及び大茅スキー場周辺の適正な利用環境保全のため必要な地域。	562
後山特別保護地区の新設地帯として又後山野営場の適正な利用環境保全のため必要な地域。	641
ブナ、ミズナラを主とする自然林の地域である。	71
思原高原の中心をなす地域であり、公園利用の拠点にもなっており、適正な利用環境の保全にも必要な地域である。	524

名 称	説 明
黒木ダム	岡山県吉田郡加茂町内 国有林岡山地域施策計画区津山事業区 100%林班の一部 岡山県吉田郡加茂町 大字倉見の一部
黒岩橋原 大ヶ山	岡山県吉田郡阿波村の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
ブナ、ミズナラ、トチノ木を主とする自然林の地域である	135
黒木ダム湖畔一帯であり、ピクニックを中心とした公園利用が多く、適正な利用環境保全を図る上からも必要な地域。	372
広大な草原及び自然林の保護及び公園利用施設周辺の適正な利用環境の保全のためにも必要な地域	685
計	8,223

(工) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8: 第3種特別地域後表)

市町村名	区 域	面 積 (ha)	
兵庫県	佐用郡佐用町 大字奥海沼及び大字海内の各一部	27	
	佐用郡南光町 大字門前の一部	270	
	宍粟郡波賀町内 西有林兵庫地域振興特別区山崎事業区 95林班から98林班まで、103林班、 106林班から108林班まで、110林 班から114林班まで、116林班、117 林班、120林班、124林班、125林 班、129林班及び130林班の全 部並びに89林班から94林班まで、99 林班から102林班まで、104林班、105 林班、109林班、115林班、118林 班、119林班、121林班から123林 班まで、126林班から128林班まで 及び133林班の各一部		

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	宍粟郡波賀町 大字音木の全部並びに大字鹿伏、大字戸倉、 大字原、大字引原及び大字日ノ原の各一部	5,632	
	宍粟郡千種町内 国有林兵庫地蔵施業計画区小崎事業区 ノ林班、ノロ林班、ノノ林班及びノケ林班 の全部並びにニ林班からサ林班まで及び ノニ林班からノハ林班までの各一部 宍粟郡千種町 大字河内、大字河呂、大字西河内、大字重 山、大字七野及び大字釜の各一部	1,590	
	淡路郡竹野町 大字三束の一部	10	
	成瀬郡菅生町内 国有林島取地蔵施業計画区島取事業区 ノ28林班、ノ29林班及びノ100林班 の各一部	42	
	武蔵郡日高町 大字福泰、大字神 鍋、大字名色、大字河 尻、大字栗河内、大字万助、大字万徳、大 字永日及び大字山田の各一部	2,068	

都道府県名	区 域	面 積 (畝)	
兵 庫 県	美 方 郡 村 岡 町 内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 130林班から134林班までの各一部 美 方 郡 村 岡 町 大字板仕野、大字大谷、大字耀山、大字熊波、 大字祖角、大字現、大字作山、大字寺河内、 大字中大谷、大字白影、大字村岡、大字山 田及び大字和池の各一部	1917	
	美 方 郡 美 方 町 内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 145林班から147林班まで及び1022 林班の全部 美 方 郡 美 方 町 大字秋岡、大字大谷、大字鍛冶屋、大字牙 野、大字神水、大字久領部、大字奥山、大 字佐坊、大字新屋、大字貫田及び大字駒垣 の各一部	1820	

都道府県名	区 域	面 積(ha)
兵 庫 県	美 方 郡 温泉町内 国有林美取地域施業計画区専取事業区 ノ34林班の全部及びノ3・6林班からノ44 林班までの各一部	
	美 方 郡 温泉町 大字石橋、大字歌長、大字海上、大字多子、 大字岸田、大字桐岡、大字切畑、大字戸土 大字中辻、大字細阿及び大字湯の各一部	4299
	養 父 郡 大屋町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 648林班の全部並びに649林班から 651林班までの各一部	
	養 父 郡 大屋町 大字桜及び大字旗行の各一部	530
	養 父 郡 関宮町 大字大久保、大字尾崎、大字早出、大字戸 戸、大字出谷、大字梨ヶ原、大字桑原尾、 大字若菜、大字別宮及び大字万久里の各一 部	978
		小 計 19,693

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
鳥 取 県	岩美郡国府町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 1028林班及び1029林班の各一部 岩美郡国府町 大字所毫の一部	453
	八幡郡那波町 大字姫路の一部	185
	八幡郡八束町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 8林班の一部	137
	八幡郡若桜町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 10林班, 21林班, 37林班, 47林班, 1003林班から1005林班まで, 1014 林班及び1015林班の全部並びに11林班 から16林班まで, 19林班, 20林班, 22林班, 24林班, 30林班, 31林班, 33林班, 42林班, 1002林班及び 1016林班の各一部 八幡郡若桜町 大字慈圀, 大字菰米, 大字中原及び大字吉 川の各一部	2637

都道府県名	区	域	面積(ha)
鳥取県	八頭郡用瀬町	大字江波及び大字屋住の各一部	192
	八頭郡佐治村	国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 90林班の全部並びに97林班から69林 班まで、97林班及び100林班の各一部	
	八頭郡佐治村	大字尾原、大字橋原及び大字中の各一部	914
	八頭郡智頭町	国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 56林班、59林班、60林班から63林 班まで及び73林班から75林班までの各 一部	
	八頭郡智頭町	大字芦津及び大字波多の各一部	1838
			小計 6,356

都道府県名	区	城	番・順 (ha)
岡山県	苫田郡加茂町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 58林班から60林班まで、62林班、67林班及び68林班の全部並びに63林班、66林班及び7004林班の一部		
	苫田郡加茂町 大字倉見の一部		1947
	苫田郡上青原村内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 33林班から35林班まで及び42林班から49林班の全部並びに29林班、31林班及び32林班の一部		2430
	苫田郡上青原村の一部		
	苫田郡阿波村の一部		1533
	勝田郡勝田町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 94林班から96林班までの全部並びに93林班、97林班及び98林班の一部		
	勝田郡勝田町 大字石手及び大字東谷上の各一部		635

都道府県名	区	成	面 積 (ha)
	勝田郡奈波町内	国有林周山地成林業計画区津山事業区 92林班及び919林班の全部並びに87林 班から91林班まで及び918林班の各一部	
	勝田郡奈波町	大字高田、大字成松及び大字馬場の各一部	1303
	勝田郡勝北町内	国有林周山地成林業計画区津山事業区 79林班及び83林班の全部並びに80林 班から82林班まで及び84林班から86 林班までの各一部	
	勝田郡勝北町	大字奥津川の 一部	665
	矢田郡東栗倉村	大字波山の 一部	122
	矢田郡西栗倉村	大字大茅、大字影石、大字坂根及び大字長 尾の各一部	1059
小計			9,724
合 計			35,773

(表9: 第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
三河山、蘇 武岳、妙見 山	兵庫県城崎郡竹野町 大字三原の一部 兵庫県城崎郡菅佐町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 128林班、129林班 及び 1008林班の各一部 兵庫県城崎郡日高町 大字稲葉、大字神鍋、大字名色、大字羽尻、大字大谷、大字 東河内、大字万劫、大字万場、大字水口及び大字山田の 各一部 兵庫県美方郡村岡町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 130林班から134林班までの各一部 兵庫県美方郡村岡町 大字耀山、大字境、大字作山、大字寺河内、大字日影、 大字村岡 及び 大字山田の各一部 兵庫県養父郡関宮町 大字尾崎及び大字万久豆の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
三川山、縣武岳、妙見山を主峰とする山系で“スキ”、ヒノキの標木地が随えつつあるが、稜線及び急峻な谷部にはブナ、ミズナラ林が残存する。 神鍋高原一帯は、スキー場としての利用が著しい。	2,824

名 称	区 域
氷ノ山、鉢伏山、天滝	兵庫県美方郡村岡町 大字板仕野、大字太尾、大字熊波、大字相岡、大字中大谷及び大字和池の各一部 兵庫県美方郡美方町内 国有林為取地域施業計画区為取事業区 ノ45林班からノ47林班まで及びノ422林班の全部 兵庫県美方郡美方町 大字茅野、大字実山及び大字新屋の各一部 兵庫県養父郡大屋町内 国有林大屋地域施業計画区山崎事業区 648林班の全部並びに649林班から651林班までの各一部 兵庫県養父郡大屋町 大字校及び大字横行の各一部 兵庫県養父郡関宮町 大字大久保、大字草出、大字丹戸、大字出合、大字梨ヶ原、大字奈良尾、大字福定及び大字別宮の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
氷ノ山を主峰として南北に伸びる山系一帯で全般にコナラ等の2次林及びスギ、ヒノキの人工林が多いが、残存及び急傾斜の山腹、谷部には、ブナ、ミズナラ林が残されている。	

名 称	区 域
	鳥取県八頭郡若桜町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 21林班及び32林班の全部並びに19林班、20林班、22林班、24林班、30林班、31林班及び33林班の各一部 鳥取県八頭郡若桜町 大字若折及び大字若米の各一部
湯村、郷池	兵庫県美方郡美方町 大字秋町、大字大谷、大字沖水、大字鏡治屋、大字久須部、大字佐坊、大字黄田及び大字兼直の各一部 兵庫県美方郡美濃町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 135林班の全部及び136林班から144林班までの各一部 兵庫県美方郡温泉町 大字石橋、大字歌長、大字海上、大字多子、大字岸田、大字切畑、大字桐岡、大字丹土、大字中辻、大字桐田及び大字湯の各一部
両合谷、両池、黒ノ山	鳥取県岩美郡国新町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 1028林班及び1029林班の各一部

地 域 の 概 要	面 積 (ha)
	5,497
所ノ山に連なる標高800~1,000メートルの山岳地で急峻な崖地。小瀑布が随所に見られる。また、湯村は高温な温泉で著名である。	5,501
所ノ山の山腹に広がる区域で、この区域内には：地形が比較的緩やかで自然林が多く残されている河合谷高原や、大鹿池及びその周辺のブナの間伐林なども含ま	

名 称	区 域
	鳥取県岩美郡国府町 大字馬場の一部
	鳥取県八頭郡都岐町 大字姫路の一部
	鳥取県八頭郡八束町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 2林班の一部
	鳥取県八頭郡若桜町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 10林班の全部並びに11林班から16林班まで及び 1002林班の各一部
音水、赤西 谷三登山	兵庫県先用郡佐用町 大字奥海及び大字海内の各一部
	兵庫県佐用郡南光町 大字門前の一部
	兵庫県安芸郡波賀町内 国有林兵庫地域施業計画区山崎事業区 95林班から98林班まで、103林班、106林 班から108林班まで、110林班から114林班 まで116林班、117林班、120林班、124

る
こ
残
り
原
が

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
水ている。	
戸倉峠から三室山、後山、日名倉山、祐馬山へと連なる矢倉、月山、鳥取の県境をなす山岳地で、林業地帯として著るであるとともに稜線部の急峻地にはブナの残存林が見られる。 稜線に沿って歩道が計画されており、また、三室山原、日名倉山、祐馬山には野外レクリエーションの施設が多い。	1,703

名	林	区	域
		林班, 125林班, 129林班及び130林班の全部並びに89林班から94林班まで, 99林班から102林班まで, 104林班, 105林班, 109林班, 115林班, 118林班, 119林班, 121林班から123林班まで, 124林班から128林班まで及び133林班の各一部	
		矢澤森実業部渡賀町	
		大字青水の全部並びに大字鹿伏, 大字戸倉, 大字原, 大字引原, 及び大字日ノ原の各一部	
		矢澤森実業部千種町内	
		国有林矢澤地域施業計画区山海事業区	
		1林班, 10林班, 11林班及び15林班の全部並びに2林班から9林班まで, 及び12林班から14林班までの各一部	
		矢澤森実業部千種町	
		大字河内, 大字河区, 大字西河内, 大字西山, 大字七野及び大字室の各一部	
		鳥取県八雲部雲根町内	
		国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区	
		47林班, 1003林班から1005林班まで, 1014林班, 1015林班の全部並びに46林班及び1016林班の各一部	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)

名 称	区 域
	鳥取県八頭郡若桜町 大字磐折、大字中原、及び大字吉川の各一部
落清水高原	岡山県吉田郡上青原村内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 33林班から35林班まで及び49林班の全部並びに 29林班、31林班及び32林班の各一部 岡山県吉田郡上青原村の一部
廻果高原	岡山県吉田郡上青原村内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 42林班から48林班までの全部 岡山県吉田郡上青原村の一部
三十ノケ峠	岡山県吉田郡加茂町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 58林班から60林班まで、64林班及び67林班の全部並びに、66林班の一部 岡山県吉田郡加茂町 大字倉尾の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
	7,580
高清水高原一帯の第1種、第2種特別地域の緩衝地帯として、また歩道の治験保護上も必要な地域。	942
恩原高原、恩原研周辺の第2種特別地域の緩衝地帯として必要な地域。 植生の多くは カシワの二次林である。	1,468
第2種特別地域の緩衝地帯として、また登山歩道の治験保護上も必要な地域。	1,170

名 称	区 域
黒木ダム	岡山県笠田郡和気町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 68林班の全部並びに 65林班及び66林班の各一部 岡山県笠田郡口茂町 大字倉見の一部
尾岩高原大 土山	鳥取県八頭郡用瀬町 大字江波及び大字星住の各一部 鳥取県八頭郡智原町 大字波多の一部 岡山県笠田郡阿波村の一部
耶岐山	鳥取県八頭郡智原町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 73林班から75林班までの各一部 岡山県勝田郡奈義町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 92林班及び119林班の全部並びに67林班から 91林班まで及び118林班の各一部 岡山県勝田郡奈義町 大字高田、大字成松及び大字馬桑の各一部

地 区 の 施 要	面 積 (ha)
第2種特別地域の新緑帯として、また公園利用上も必要な地域。	1,077
黒岩高原の一角をなす区域で、稜線部は歩道の治癒保護上も必要な地域。	1,954
那岐山山頂部の第1種特別地域の新緑帯として、また登山歩道の治癒保護上も必要な地域。	

名 称	区 域
	岡山県勝田郡勝北町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 79林班及び83林班の全部並びに 80林班から82林班まで及び84林班から86林班までの各一部 岡山県勝田郡勝北町 大字奥津川の一部
症 治	鳥取県八頭郡佐治町内 国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区 90林班の全部並びに97林班から99林班まで、 97林班及び100林班の各一部 鳥取県八頭郡佐治村 大字尾際、大字橋原及び大字中の各一部
考 ケ 材	岡山県勝田郡勝田町内 国有林岡山地域施業計画区津山事業区 94林班から96林班までの全部並びに 93林班、97林班及び98林班の各一部 岡山県勝田郡勝田町 大字石手及び大字東谷上の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
	2,275
千代川の支流の佐治川上流域にあって一部にブナ・ミズナラの自然林があり、比較的森林の多い地域で、昆虫類などの小動物も豊富である。	214
裾ヶ山登山道沿線の保護上も必要な地域。	635

名 称	区 成
堀 谷	岡山県英田郡西栗倉村 大字影石の一部
芦津・沖ノ山	鳥取県八頭郡吉原町内 国有林鳥取地区森林計画区鳥取事業区 5人林班, 59林班, 60林班から63林班までの 各一部 鳥取県八頭郡吉原町 大字芦津の一部
若杉・後山	岡山県英田郡西栗倉村 大字大茅, 大字影石, 大字坂根及び大字長尾の各一部 岡山県英田郡東栗倉村 大字後山の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
山腹部シマフナゲリ自生地、ふるさと展望台、温谷温泉を結ぶ河直沿線の保護上も必要な地域。	265
一部に「ナ、スギ」の自然林が残されている地域。	1375
若杉及び後山特別保護地区の緩衝地帯として、また若杉から後山へ至る親走路の沿線の保護上も必要な地域。	966
計	35.773

音 量 地 域

音量地域の区域は、次のとおりである。

(表10：音量地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
兵 庫 県	美方郡村岡町 大字市原、大字高井及び大字宿の各一部	130	
	美方郡美方町 大字秋岡、大字大谷、大字ス瀬部、大字佐 坊、大字新堀及び大字奥池の各一部	195	
	美方郡通束町 大字多子、大字切畑、大字丹土、大字柳田、 及び大字湯の各一部	61	
	養父郡関宮町 大字森の一部	92	
		小計	478

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
岡山県	吉田郡阿波村の一部	214	
	勝田郡勝田町内 国有林岡山地域施業計画区登山事業区 97林班及び98林班の各一部		
	勝田郡勝田町 大字志手及び大字東谷上の各一部	788	
	英田郡西栗倉村 大字大茅、大字影石及び大字坂根の各一部	248	
		小計	1,250
合 計		1,472.8	

(表11: 地域地区別土地所有別面積概括表)

地 域 区 分		特 別 地							
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種			第 2	
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公
兵庫県	土地所有別面積	226	0	21	646	134	552	445	1,043
	地震区分別面積	247			1,332			3,450	
	地域地区別面積				24,475				
	地域別面積	24,722							
鳥取県	土地所有別面積	201	0	0	360	227	219	371	76
	地震区分別面積	201			806			1,216	
	地域地区別面積				8,378				
	地域別面積	8,579							
岡山県	土地所有別面積	0	83	62	105	178	65	120	2,887
	地震区分別面積	145			348			3,557	
	地域地区別面積				13,629				
	地域別面積	13,774							
合 計	土地所有別面積	427	83	83	1,111	539	836	936	4,046
	地震区分別面積 (比率)	593 (1.2)			2,486 (5.1)			8,223 (16.9)	
	地域地区別面積 (比率)				46,482 (95.3)				
	地域別面積 (比率)	47,095 (96.5)							

(單位：新臺幣，比率%)

威				普通地域			合 計		
產	第 3 產			國	公	私	國	公	私
1922	7,401	2,252	10,040	0	0	478	8,718	3,469	13,013
	19,693			478			23,200		
749	4,148	1,041	1,167				5,080	1,364	2,135
	6,356						8,579		
570	3,677	1,042	2,505	81	265	904	4,003	6435	4,586
	9,724			1,250			15,024		
7,241	15,246	6,335	14,192	81	265	1,382	17,801	11,268	19,734
	35,773 (13.3)			1,728 (3.5)			48,803 (100)		

(表12: 地域地区別市町村別面積振替表)

地域地区名 市町村名			規 行					普通 地域	合計 (A)
			特 別 地 域						
			持保	第1種	第2種	第3種	小計		
兵庫県	佐用郡	佐用町				77	77		77
		南光町		76	172	270	518		518
	宍粟郡	波賀町	99	254	460	5,596	6,409		6,409
		千種町			103	1,590	1,693		1,693
	城崎郡	竹野町				10	10		10
		香住町		77	259	42	328		328
		日高町	16	186	381	1,937	3,020		3,020
	美方郡	井岡町	4	177	669	1,917	2,767		2,767
		奥方町		18	160	1,504	1,770		1,770
		猫栗町		45	1,531	3,657	5,233	13	5,246
	養父郡	八鹿町		7	222		229		229
		大屋町	119	116	155	527	1,016		1,016
		関宮町	10	55	622	1,030	1,717		1,717
	市 計		247	761	5,242	13,357	27,807	13	34,320

(単位: 千円)

変 更 後						増 減	
特 別 地 域					管 道	合 計	(3) - (2)
特 保	第1種	第2種	第3種	小 計	地 域	(5)	
			77	77		77	0
	76	172	270	518		518	0
89	212	264	5,632	6,409		6,409	0
		103	1,590	1,693		1,693	0
			10	10		10	0
	27	254	42	328		328	0
16	194	742	2,468	3,020		3,020	0
4	177	939	1,917	2,637	130	2,767	0
	18	187	1,820	1,975	199	2,170	380
	151	233	4,799	5,185	61	5,246	0
	7	222		229		229	0
118	213	155	530	1,016		1,016	0
10	85	622	938	1,625	92	1,717	0
3	371	4,179	1,336	6,855	465	25,200	380
247	1,332	3,450	17,693	24,722	478		

地域地区名 市町村名			現 行					合計 (4)	
			特 別 地 域						音 通 地 域
			特保	第1種	第2種	第3種	小計		
鳥取県	岩美郡	国府町	18	224	284	473	999	999	
		岩美町			362		362	362	
	八雲郡	郡家町				185	185	185	
		八束町	15			137	152	152	
		若桜町	160	86	209	2,713	3,168	3,168	
		月瀬町				192	192	192	
		生治村							
		智頭町		327	96	1,838	2,261	2,261	
	東伯郡	三朝町							
	小 計		193	637	951	5,538	7,319	7,319	
岡山県	吉田郡	加茂町		10	372	695	1,077	1,077	
		上青原村							
		阿波村		55	685	1,134	1,874	1,874	
	勝田郡	勝田町				177	177	177	
		奈波町		25	238	1,303	1,666	1,666	
		勝北町		100	250	665	1,015	1,015	
	英田郡	栗原倉村	42		641	172	875	875	
		西栗倉村	83		562	772	1,439	1,439	
	小 計		145	210	2,748	5,020	8,123	8,123	
	合 計		585	1,808	8,941	28,915	40,249	13	40,262

(単位: Aa)

交 叉 後						増 減
特 別 地 域					普 通 地 域	合 計
特 保	第1種	第2種	第3種	小 計		(B) - (A)
18	244	284	453	999		999
		362		362		362
			185	185		185
15			137	152		152
168	155	208	2,637	3,168		3,168
			192	192		192
	80	172	914	1,166		1,166
	327	86	1,838	2,261		2,261
		84		84		84
8	169	265	818	1,260	0	1,260
201	206	1,216	6,356	8,579	0	8,579
	10	507	1,847	2,364		2,364
	138	605	2,430	3,173		3,173
	55	685	1,533	2,273	214	2,487
			635	635	788	1,423
	45	238	1,383	1,666		1,666
	100	250	665	1,015		1,015
62		641	172	875		875
83		631	1,059	1,723	248	2,021
0	138	809	4,704	5,651	1,250	6,901
145	348	3,557	9,724	13,774	1,250	15,024
8	678	4,718	6,858	12,254	1,715	13,969
593	2,486	8,223	35,773	47,075	1,728	48,803

(注 現行面積は再測量したものであり、従前の公表面積とは合致しない)

(2) 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表/3 : 保護施設表) (県知事決定)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	矢野榮美方郡南阿町 (大沼連系)
2	〃	〃 養父郡大屋町 (杉ヶ沢連系)

整 備 方 針
大沼湿原の湿地性植物を保護するため水源の保全及び踏圧防止等の施設を整備する。
天瀬上流の杉ヶ沢湿原にある湿地性植物を保護するため水源の保全及び踏圧防止等の施設を整備する。

3. 利用計画

(1) 利用施設計画

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表14：集団施設地区表)

符号	名称	区 域	計画目標	施設及び 整備施設
1	神鍋高原	矢岸梁成崎部日 宮町 大字神鍋の一 部	神鍋山南麓のなだ らかな丘陵地帯であり、ア カマツ林、フスギ、ナラ等 の広葉樹林及び放牧地な どが広がっている。 これらの立地条件を生か して、野営等自然に親しむ ための多様な野外レクリエ ーションが行える地区とし て整備する。	宿泊施設区 野営施設区 第1休養園 地 区 第2休養園 地 区

整備方針	面積 (ha)	計画と関係
集団施設地区東端のアカマツ林に囲まれた丘陵地であり、家族向けの宿泊施設を整備する。	2.2	昭44.4.10 直達告示
集団施設地区中央の平坦地であり、既設の野営場を中心にキャンプサイト、炊事棟等を整備する。	6.8	
ピクニック広場を整備し、一部には既存の畑地、果樹園を利用した観光農園なども設ける。	2.5	
宿泊施設と運動施設区間の平坦地であり、アカマツ林を利用した修景園地及び多目的広場を整備する。	1.8	

番 号	名 称	区 域	計 画 目 標	施 設 区 画
				第3休養園 地 区
				公共施設区
				第1運動 施 設 区
				第2運動 施 設 区
				教化施設区
				給排水施設

整 備 方 針	面 積 (ha)	計 画 上 の 属 属
集団施設地区東端に位置し、集団施設地区の入口部でもあるので、修景園地を整備し、駐車場、休憩所等を設ける。	1.4	
集団施設地区西側の入口部とし、総合案内所、バスターミナル、駐車場等を設ける。	3.7	
神鍋山南麓の平坦な放牧地であり、既設の運動広場を中々にプール、テニスコート等を整備する。	4.1	
運動広場のほか、ジョギングコース、テニスコート等を整備する。	2.3	
神鍋高原とその周辺の自然及び人文資料を収集、展示、解説するための施設のほか、青少年の研修のための施設を整備する。	3.4	
各地区内への給水及び各地区の汚廃水を処理するための施設等を設ける。		

番号	名称	区域	計画目標	地盤改良及び施設
				道路
				面
2	上山商業	兵庫県美方郡湯 泉町 大字石橋、大 字海上及び大 字岸町の各一 部	南ノ山の北東に抜がる緩 傾斜地のススキなどの草原 及びミズナラ、コナラ等の 落葉広葉樹林であり、これ らの特性を生かして、登山、 キャンプ、スキー、ハイキ ング等四季を通じて自然に 親しむための拠点及び野外 レクリエーション地区とし て整備する。	宿泊施設区 野営施設区 自然探勝区 公共施設区

整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係
各地区を有機的に連絡するための道路及び管理用の道路を整備する。		
積 計	国	公
	0	0
	30.2	
集団施設地区東端の平坦地であり、登山、ハイキング、スキー等の利用者のための宿泊施設を整備する。	22.5	新 規
集団施設地区西端の平地及び広葉樹林、一部スギ林であり、小グループ、家族単位のカンパを主とした野営場を整備し、キャンプサイト、炊事場等を設ける。	22.2	
しょうぶ池周辺の自然林及び谷沿いの茂みなど自然林内に、自然探勝のための歩道を整備する。	20.9	
集団施設地区の入口部に位置し、駐車場、案内施設、教化施設等を整備する。	6.5	

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	比 割 及 ぶ 差 額 施 設
				スー利用区
				給排水施設
				道 路
				面

整 備 方 針	面 積 (ha)	田 計 画 上 の 所 属									
比較的緩急料の地形と良好な環境を生かして、家族連れを中心に初心者から中級者までが利用できるスキー場を整備する。	146.0										
各地区内への給水及び各地区の汚廃水処理するための施設等を設ける。											
各地区と有機的に連絡するための道路を整備する。											
計	<table border="1"> <tr> <th>国</th><th>公</th><th>私</th></tr> <tr> <td>0</td><td>2.80</td><td>0</td></tr> <tr> <td colspan="3">2.80</td></tr> </table>	国	公	私	0	2.80	0	2.80			
国	公	私									
0	2.80	0									
2.80											

4 単 独 施 設

単独施設を次のとおりとする。

(表ノ5: 単 独 施 設 表) (果知事決定)

番号	種 類	位 置
1	避難小屋	兵庫吳佐用郡佐用町 (日 名 倉)
2	農 地	“ “ 南光町 (昭 廣 土)
3	宿 舎	“ “ “ “ (“ “)
4	動物園	“ “ “ “ (“ “)
5	博物館展示施設	“ “ “ “ (“ “)
6	農 地	“ 犬養郡波賀町 (坂 ノ 谷)
7	休憩所	“ “ “ “ (“ “)
8	野 営 場	“ “ “ “ (“ “)
9	宿 舎	“ “ “ “ (テ 倉)
10	避難小屋	“ “ “ “ (日 ノ 丸)
11	休憩所	“ “ “ “ (“ “)
12	ス キ ー 場	“ “ “ “ (“ “)
13	駐 軍 場	“ “ “ “ (“ “)
14	圃 地	“ “ “ “ (鹿 伏)
15	宿 舎	“ “ “ “ (“ “)
16	休憩所	“ “ “ “ (“ “)

整 備 方 針	旧計画との 関 係
氷ノ山縦走線南部コース利用者の安全を図るため小規模な避難小屋を整備する。	新 規
日名倉山登山の入口及び瑠璃寺散策の休憩機能を備えた園地を整備する。	〃
既設宿舎の改良を主とした整備とする。	〃
野営公園として整備する。	〃
既設昆虫館の改良を主として整備とする。	〃
ブナ自然林散策園路及び休憩施設等を整備する。	〃
ブナ自然林の探勝の案内機能を備えた休憩所を整備する。	〃
氷ノ山登山及びブナ自然林探勝の基地として小規模な野営場を整備する。	〃
既設スキー民泊の改良を主とした整備とする。	〃
氷ノ山の登山コース利用者の安全を図るため 避難小屋を整備する。	昭57.11.2告示
スキー利用に供する休憩、案内機能を兼ねた休憩所を整備する。	新 規
既設スキー場を主とした整備とする。	〃
スキー利用に対応した規模の駐車場とする。	〃
音水湖畔畔園地として整備する。	〃
音水湖利用拠点としての 宿舎を整備する。	〃
音水湖畔散策の案内機能を備えた休憩所を整備する。	〃

番号	種 類	位 置
17	野 営 場	兵庫県実栗郡波賀町 (鹿 谷)
18	園 地	" " " (赤 西)
19	"	" " " (不 明 庵)
20	"	" " 千歳町 (峰 越 峠)
21	宿 舎	" " " (三 室 高 原)
22	野 営 場	" " " (")
23	星 射 場	" " " (")
24	ス キ - 場	" " " (")
25	駐 車 場	" " " (")
26	博 覧 展 示 施 設	" " " (")
27	園 地	" " " (老 引 峠)
28	"	" 城崎郡香住町 (三 川 山)
29	遊 遊 小 屋	" " 日高町 (万 新)
30	ス キ - 場	" " " (香 神 嶺)
31	"	" " " (奥 神 嶺)
32	園 地	" " " (万 場)
33	ス キ - 場	" " " (")
34	"	" " " (大 杉 山)
35	遊 遊 小 屋	" " " (蘇 武 岳)

整 備 方 針	旧計画との 異 同
家族・小グループが自然に親しむ湖畔キャンプ場を整備する。	新 規
赤西峡谷放棄の休憩機能を備えた園地を整備する。	〃
不動滝放棄の園路・休憩施設等を整備する。	昭和三十七年度計画
水ノ山・旧名倉山縦走路の休憩地とし2の園地を整備する。	新 規
既設宿舎の改良を主とした整備とする。	〃
既設野営場の改良を主とした整備とする。	〃
テニスコート等の小規模な施設の整備とする。	〃
既設宿舎の冬期利用促進のため滑合に附帯した小規模なスキー場を整備する。	〃
宿舎・キャンプ利用に対応した規模の駐車場とする。	〃
三室山の自然を知り、親しむ施設を整備する。	〃
水ノ山・旧名倉山縦走路の休憩地とし2の園地を整備する。	〃
山頂の休憩・展望園地として整備する。	〃
スキー利用者の緊急避難のための小規模な避難小屋を整備する。	〃
既設スキー場を主とした整備とする。	〃
既設スキー場を主とした整備とする。	〃
夏期利用対策として自然観察施設を中心に整備する。	〃
既設スキー場を主とした整備とする。	〃
〃	〃
三川・妙見・縦走路コース利用者の安全を図るため小規模な避難小屋を整備する。	〃

番号	種 類	位 置
36	園 地	兵庫県成崎郡日高町 (内瀬溪谷)
37	"	" 美方郡村岡町 (粗大池)
38	野 営 場	" " " (")
39	園 地	" " " (熊波溪谷)
40	"	" " " (熊川溪谷)
41	"	" " " (十石高集)
42	宿 舎	" " " (")
43	休 憩 所	" " " (")
44	野 営 場	" " " (")
45	ス キ ー 場	" " " (")
46	園 地	" " " (熊川山)
47	"	" " " (鉢北高原)
48	ス キ ー 場	" " " (")
49	遊 樂 小 屋	" " " (鉢伏山頂)
50	園 地	" " " (小 成)
51	遊 樂 小 屋	" " " (金山嶺)
52	園 地	" " " (瀬尾池)

整 備 方 針	国 庫 債 借 入 額
溪谷散策の園路・休憩施設等を整備する。	新 規
祖大池・相阿高原の敷設施設を備えた遊地を整備する。	〃
祖大池・池畔のキャンプ場を整備する。	〃
溪谷探勝の園路・休憩施設等を整備する。	〃
〃	〃
宿舎・休憩所周辺に休憩園地を整備する。	〃
スキー利用を主とした宿舎の整備とする。	
スキー及び高原散策の案内機能と備えた休憩所を整備する。	〃
夏期利用のスイング施設として自然林内のキャンプ場を整備する。	〃
ススキ原を主体に中規模なスキー場を整備する。	〃
山頂の休憩・展望園地として整備する。	〃
大宮温泉散策の園路・休憩施設等を整備する。	〃
既設のスキー場を主とした整備とする。	〃
スキー利用者の緊急避難のため、小規模な避難小屋を整備する。	〃
ブナの天然林を探勝する機能を備えた遊地を整備する。	〃
三川・妙見峠コースの安全を図るため、小規模な避難小屋を整備する。	〃
猿尾滝探勝の園路等を整備する。	昭57.12.3告示

番号	種 類	位 置
53	園 地	兵庫県美方郡美方町 (吾 宿)
54	野 営 場	" " " (")
55	園 地	" " 温泉町 (宮 西)
56	休 憩 所	" " " (")
57	園 地	" " " (湯 村)
58	宿 舎	" " " (")
59	駐 車 場	" " " (")
60	園 地	" " " (戒 山)
61	"	" " " (中 山)
62	宿 舎	" " " (照 来)
63	野 営 場	" " " (")
64	運 動 場	" " " (")
65	ス キ - 場	" " " (")
66	駐 車 場	" " " (")
67	宿 舎	" " " (美原高原)
68	野 営 場	" " " (")
69	ス キ - 場	" " " (")
70	駐 車 場	" " " (")
71	園 地	" " " (小又川溪谷)

整 備 方 針	旧計画との 異 同
菅電操勝の園路・休憩施設等を整備する。	新 規
既設キャンプ場を主休として整備する。	〃
湯村温泉街を望む高台に展望園地を整備する。	〃
展望園地に附帯する商業な休憩所を整備する。	〃
泉源周辺の環境整備を目的とした園地を整備する。	〃
既設宿舎を主とした整備とする。	〃
既設駐車場の改良を主本とした整備とする。	〃
湯村温泉の滞在利用促進のため展望園地及び休憩所等を 整備する。	〃
湯村温泉の滞在促進のため多目的な園地、広場等を整備 する。	〃
既設のスキー・民宿を主とした整備とする。	〃
既設の野営場の改良を主とした整備とする。	〃
夏場の滞在利用を促進するためテニスコート等の運動施 設を整備する。	〃
既設のスキー場を主とした整備とする。	〃
スキー及び夏期利用に対応した駐車場を整備する。	〃
既設宿舎を主とした整備とする。	〃
四季型利用への転換のため夏期利用のメインとしてキャ mp場を整備する。	〃
既設スキー場を主とした整備とする。	〃
スキー利用に対応した既設の駐車場とする。	〃
溪谷散策の入口園地として整備する。	〃

番号	種 類	位 置
72	遊 藝 小 屋	矢部溪美方即温泉町 (小ヅツニ)
73	園 地	〃 〃 〃 (霧庵溪谷)
74	園 地	〃 慶父邸八段町 (妙見山)
75	宿 舎	〃 〃 〃 (〃)
76	野 宮 湯	〃 〃 〃 (〃)
77	ス キ ー 場	〃 〃 〃 (〃)
78	駐 車 場	〃 〃 〃 (〃)
79	遊 藝 小 屋	〃 〃 大屋町 (氷ノ山)
80	〃	〃 〃 〃 (英横町)
81	園 地	〃 〃 〃 (大段平)
82	〃	〃 〃 〃 (杉ヶ沢)
83	野 宮 湯	〃 〃 〃 (〃)
84	園 地	〃 〃 〃 (天、池)
85	宿 舎	〃 〃 関宮町 (別 宮)
86	ス キ ー 場	〃 〃 〃 (〃)
87	駐 車 場	〃 〃 〃 (〃)
88	遊 藝 小 屋	〃 〃 〃 (小代越)

整 備 方 針	自計課との係 関
肩ノ山登山コースの安全を図るため小規模な避難小屋を整備する。	新 規
溪谷入口に案内休憩機能をそなえた園地を整備する。	〃
妙見山山腹を救急する道路休憩施設等を整備する。	〃
寺社の宿坊を主とした整備とする。	〃
夏期利用のメイン施設としてキャンプ場を整備する。	〃
冬期利用を促進するため中規模のスキー場を整備する。	〃
スキー及び夏期利用に対応した駐車場を整備する。	〃
既設の山頂小屋の改修を主とした整備とする。	〃
氷ノ山・朽ヶ沢登山コース利用者の安全を図るため避難小屋を整備する。	〃
大段平の準平原の展望のいい場所に園地を整備する。	〃
高原及び湿地帯の教育機能を備えた園地を整備する。	〃
高原散策の遊地としてのキャンプ場を整備する。	〃
大滝探訪の道路・休憩施設等を整備する。	〃
既設のスキー場を主とした整備とする。	〃
既設のスキー場を主とした整備とする。	〃
スキー利用に対応する既設の駐車場とする。	〃
鉢伏高原へ氷ノ山登山コースの安全を図るため小規模な避難小屋を整備する。	〃

番号	種 類	位 置
89	遊 樂 小 屋	兵庫県養父郡関宮町 (氷ノ山麓)
90	休 憩 所	〃 〃 〃 (奥梨ヶ原)
91	ス キ ー 場	〃 〃 〃 (〃)
92	駐 車 場	〃 〃 〃 (〃)
93	圃 地	〃 〃 〃 (陸 水)
94	野 営 場	〃 〃 〃 (〃)
95	運 動 場	〃 〃 〃 (〃)
96	ス キ ー 場	〃 〃 〃 (〃)
97	遊 地	〃 〃 〃 (鈴伏高原)
98	宿 舎	〃 〃 〃 (〃)
99	野 営 場	〃 〃 〃 (〃)
100	運 動 場	〃 〃 〃 (〃)
101	ス キ ー 場	〃 〃 〃 (〃)
102	駐 車 場	〃 〃 〃 (〃)
103	修物展示施設	〃 〃 〃 (〃)
104	圃 地	新取果若美郡御府町 (河台谷高原)
105	宿 舎	〃 〃 〃 (〃)
106	野 営 場	〃 〃 〃 (〃)

整 備 方 針	西 計 画 と の 係 連
既設の避難小屋の改良を主とした整備とする。	新 規
スキー利用の集客と休憩機能と備えた休憩所を整備する。	〃
既設のスキー場を主とした整備とする。	〃
スキー利用に合わせた規模の駐車場とする。	〃
日本溪路及び休憩・展望機能を備えた園地を整備する。	〃
峠状高原一帯の夏期利用促進及び氷ノ山登山基地としてキャンプ場を整備する。	〃
高原の平地な場所には地区の自然性及び利用者数に見合う規模の運動施設を整備する。	〃
家族利用を主体とした中規模スキー場を整備する。	〃
高原の自然開拓及び休憩・展望機能を主とする園地を整備する。	〃
スキー場及び夏期の高原利用客を対象とする宿舎を整備する。	〃
高原の夏期利用促進及び自然により便しめる野営場とする。	〃
地区の自然性及び利用者数に見合う規模の施設とする。	〃
峠状高原の自然条件を生かした画期的なスキー場とする。	〃
スキー利用及び夏期の高原利用のための駐車場を整備する。	〃
一帯の自然・人文景観を利用者に理解してもらうための施設とする。	〃
河合谷高原の運動広場、林道、休憩の園地として整備する。	昭和26年
氷ノ山、河合谷高原の利用拠点として整備する。	〃
氷ノ山の利用拠点として整備する。	〃

番号	種 類	所 置
107	入 車 場	縣取県岩美郡国府町 (河合谷高原)
(108)	駐 車 場	" " " (")
(109)	園 地	" " " (月 池)
(110)	野 営 場	" " " (")
111	駐 車 場	" " " (")
112	入 車 場	" " 岩美町 (知 子 浜)
113	園 地	" " " (天神池)
114	野 営 場	" " " (")
115	園 地	" 八重郡那波町 (唐 子 溪)
116	障 壁 小 屋	" " 八束町 (扇 / 山)
117	園 地	" " 若狭町 (大 鹿 池)
118		" " " (香 米)
119	宿 舎	" " " (")
(120)	野 営 場	" " " (")
121	入 車 場	" " " (")
122	駐 車 場	" " " (")
(123)	園 地	" " " (子 倉 峠)
(124)	駐 車 場	" " " (")
125	園 地	" " 用瀬町 (黒岩高原)

整 備 方 針	出 発 地 と の 経 路
河合谷鳥居の自然条件を生かした適切なスキー場とする。	昭46.2.16告示
摩ノ山登山者、河合谷鳥居の公園利用者の駐車場として整備する。	〃
雨滝の探勝、休憩のための園地を整備する。	〃
雨滝の利用拠点として整備する。	〃
雨滝の探勝者のための駐車場として整備する。	〃
既設スキー場を主体として整備する。	〃
天神池周辺に休憩、散策のための園地を整備する。	〃
青少年向けの野営場として整備する。	〃
唐戸溪の探勝、散策、休憩のための園地を整備する。	〃
摩ノ山山頂に既存施設を中心に整備する。	〃
大鹿苑、踏鹿溪谷の探勝、休憩のための園地を整備する。	〃
運動広場、探勝、休憩のための園地を整備する。	〃
便所ノ山の登山、探勝、スキー客の利用拠点として整備する。	〃
便所ノ山、水ノ山の利用拠点として既存施設を中心に整備する。	〃
既設スキー場を主体として整備する。	〃
スキー場利用者、便所ノ山登山者、キャンプ場利用者等公園利用者の駐車場として整備する。	〃
探勝、休憩のための園地を整備する。	〃
探勝、休憩のための駐車場として整備する。	〃
展望、休憩のための園地を整備する。	〃

番号	種 類	地 点	備 考
126	遊 遊 小 屋	高取県八瀬郡佐治村	(三 田 山)
127	園 地	" " "	(三 原 台)
128	野 営 場	" " "	(")
129	入 寺 一 場	" " "	(")
130	園 地	" " "	(三 王 池)
131	駐 車 場	" " "	(")
132	園 地	" " "	(佐治村)
133	宿 舎	" " "	(")
134	野 営 場	" " "	(")
135	駐 車 場	" " "	(")
136	入 寺 一 場	" " "	(佐 治 村)
137	園 地	" " 嵯峨町	(夢 澤 溪)
138	野 営 場	" " "	(")
139	駐 車 場	" " "	(")
140	遊 遊 小 屋	" " "	(河 口 山)
141	園 地	" " "	(那 岐 山)
142	野 営 場	" " "	(")
143	園 地	岡山県吉田郡加茂町	(三 十 人 池)
144	"	" " "	(倉 見)
145	"	" " "	(黒 木)
146	休 憩 所	" " "	(")
147	野 営 場	" " "	(")

番号	種 類	地 名	備 考
148	舟 遊 場	岡山県倉敷市加茂町	(黒 木)
149	園 地	〃 岡山県上高松村	(高松市高松)
150	野 營 場	〃 〃 〃	(〃)
151	園 地	〃 〃 〃	(恩 原)
152	宿 舎	〃 〃 〃	(〃)
153	展望施設	〃 〃 〃	(〃)
154	野 營 場	〃 〃 〃	(〃)
155	運 動 場	〃 〃 〃	(〃)
156	ス・キ 一 場	〃 〃 〃	(〃)
157	駐 車 場	〃 〃 〃	(〃)
158	展望施設	〃 〃 〃	(恩来高原)
159	園 地	〃 〃 〃	(辰 巳 岬)
160	〃	〃 〃 阿波村	(高松市高松)
161	宿 舎	〃 〃 〃	(〃)
162	園 地	〃 〃 〃	(市 港)
163	〃	〃 〃 〃	(白 髭 港)
164	〃	〃 〃 〃	(大 港)
165	休 憩 所	〃 〃 〃	(大 丁 山)
166	野 營 場	〃 〃 〃	(〃)

整 備 方 針	旧計画との 関 係
湖畔利用の施設を整備する。	昭46.12.3 告示
山頂部は展望園地、山腹部は野営場・展望園地として整備する。	新 規
山腹部分を利用して山間レクリエーション及び登山バースキヤンフ場として整備する。	〃
湖畔園地として整備する。	〃
忍原湖、忍原高原の利用終点として整備する。	〃
忍原高原を展望するための施設として整備する。	〃
忍原を中心とした野外レクリエーション終点として整備する。	〃
当該地区を野外レクリエーションの場としてより有効に利用するための運動施設を整備する。	〃
冬期利用促進のため施設として整備する。	〃
園地、スキー場、野営場等の利用者のために整備する。	〃
登山歩道の中継点として整備する。	〃
公園車道の果樹・治療園地として整備する。	〃
高原探鳥のための園地を整備する。	〃
高原探鳥の終点として整備する。	〃
溪流・展望探鳥のための園地を整備する。	昭46.12.3 告示
〃	〃
〃	〃
登山歩道利用者及びスキー利用者のための休憩所を整備する。	〃
山腹部分に登山及び自然探鳥のための野営施設を整備する。	〃

番号	種 類	位 置
167	又 一 場	岡山県岡田郡岡田村 (大ヶ山)
168	遊 覧 小 屋	〃 岡田郡岡田町 (徳ヶ山)
169	園 地	〃 〃 〃 (津 谷)
170	野 営 場	〃 〃 〃 (〃)
171	遊 覧 小 屋	〃 〃 〃 奈波町 (神波山)
172	園 地	〃 〃 〃 (蛇刺滝)
173	〃	〃 〃 〃 (菩提寺)
174	野 営 場	〃 〃 〃 (〃)
175	園 地	〃 〃 〃 (龍山神社)
176	〃	〃 〃 〃 朝比町 (芋ヶ山)
177	〃	〃 〃 〃 英田郡東栗谷村 (萩 山)
178	宿 舎	〃 〃 〃 (〃)
179	野 営 場	〃 〃 〃 (〃)
180	園 地	〃 〃 〃 西栗谷村 (若 杉)
181	植 物 園	〃 〃 〃 (〃)
182	園 地	〃 〃 〃 (徳るが峰)
183	野 営 場	〃 〃 〃 (〃)
184	園 地	〃 〃 〃 (大 茅)
185	又 一 場	〃 〃 〃 (〃)
186	園 地	〃 〃 〃 (永昌山)
187	宿 舎	〃 〃 〃 (〃)
188	園 地	〃 〃 〃 (影 石)
189	〃	〃 〃 〃 (志度坂)
190	遊 車 場	〃 〃 〃 (〃)

整 備 方 針	旧計画との 関 係
冬期利用促進のため整備する。	昭46.12.3 告示
袴ヶ山登山利用者の緊急避難のため山小屋を整備する。	新 規
高原の自然探勝のための園地を整備する。	〃
高原の自然探勝のための野営場を整備する。	〃
那岐山登山利用者の緊急避難のため山小屋を整備する。	昭46.12.3 告示
溪流景観探勝のための園地を整備する。	〃
若尾寺周辺探勝のための園地を整備する。	〃
若尾寺及び那岐山登山の利用拠点として整備する。	〃
溪流景観探勝のための園地を整備する。	〃
車道沿線の自然保護園地として整備する。	〃
後山登山入口の園地として整備する。	〃
後山登山入口附近の利用拠点として整備する。	〃
後山登山歩道の利用拠点及び野外活動の場として整備する。	〃
若尾特別保護地区入口の利用拠点として整備する。	〃
天然林解説のための施設として整備する。	〃
後山歩道入口の利用拠点として整備する。	〃
登山歩道の利用拠点及び野外活動の場として整備する。	〃
自然探勝拠点として整備	〃
冬期利用促進のため整備する。	〃
若尾峠と江浪峠の至路歩道の中継拠点として整備する。	〃
〃	〃
〃ふるさと展望台。利用者のための園地を整備する。	新 規
利用者のため沿傍園地を整備する。	〃
利用者のため整備する。	〃

二 道 路

(一) 車 道

車道を次のとおりとする。

(表16) 道路(車道)表

(環境庁長官決定)

番 号	路 線 名	区 間
1	三ヶ山沢山線	起点 — 兵庫県武庫郡竹野町(三原・国定公園境界) 終点 — “ 美方郡村岡町(村岡 “) 起点 — “ “ “ (“ “) 終点 — “ “ “ (大久保 “) 起点 — “ “ “ (“ “) 終点 — “ 宍粟郡波賀町 (戸倉)
2	黒川河合谷氷ノ山線	起点 — 兵庫県美方郡温泉町(海上・国定公園境界) 終点 — 鳥取県岩美郡国府町(内道 “) 終点 — 鳥取県八頭郡若桜町(若米 “)
3	佐治黒原線	起点 — 鳥取県八頭郡佐治村(尾瀬・国定公園境界) 終点 — “ “ “ (中 “) 終点 — “ “ “ (杵築 “) 終点 — 岡山県苫田郡上青原村(小林 “)
4	大分山黒岩高原線	起点 — 岡山県苫田郡加茂町(黒木・国定公園境界) 終点 — “ “ 阿波村(多岐谷 “) 起点 — “ “ “ (大高下 “) 終点 — 鳥取県八頭郡戸順町(屋住 “)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
瀬川山 鉢伏高原	国道7号線と国道29号線を結んで公園区域を縦貫する利用ルートとして整備する。	昭44.4.10 告示
河合谷高原 上山高原	河合谷高原、上山高原から喜米に至る山岳車道として整備する。	
辰己峠 愚原湖	佐治地区と愚原地区を結ぶ連絡道路で公園利用上中心的な車道として整備する。	新規
大ケ山 黒岩高原	黒岩高原と鳥取市方面を結ぶ幹線的車道として整備する。	昭44.4.10 告示

(學知事決定)

番号	路線名	区 名
5	上山高原線	起点 — 兵庫県美方郡温泉町(田中・国定公園境界) 終点 — " " (上山高原)
(6)	河合谷線	起点 — 鳥取県岩美郡国府町(南港・車道分岐点) 終点 — " " (石形谷・国定公園境界)
(7)	洲ヶ浜線	起点 — 鳥取県岩美郡岩美町(鳥取・車道分岐点) 終点 — " " ("・国定公園境界)
8	栗園階線	起点 — 鳥取県八頭郡岩美町(姫路・国定公園境界) 終点 — " " ("・ ") 起点 — " " 八東町(龍谷・国定公園境界) 終点 — " " ("・ ")
9	若桜温泉線 山内	起点 — 鳥取県八頭郡若桜町(若桜・国定公園境界) 終点 — " " (鳥取・兵庫両県界)
10	若米桑ヶ丘線 山内	起点 — 鳥取県八頭郡若桜町(若米・国定公園境界) 終点 — " " ("・車道合流点)
11	戸倉峠線	起点 — 鳥取県八頭郡若桜町(落折・国定公園境界) 終点 — " " (戸倉峠)
12	若桜南光線	起点 — 鳥取県八頭郡若桜町(吉川・国定公園境界) 終点 — " " (江波峠)
(13)	正治三朝線	起点 — 鳥取県八頭郡佐治村(中・国定公園境界) 終点 — " " ("・ ")

主要経過地	要 求 方 針	旧計画と、関係
上山高原	上山高原山麓の渠道から高原へ至る野道道路として整備する。	新規
河合谷高原	扇ノ山山腹を回遊する遊覧ドライブや展望を楽しむ道路として整備する。	昭46.2.16 告示
〃	鳥取県岩美郡岩美町と河合谷高原、扇ノ山を結ぶ車道として整備する。	〃
扇ノ山	扇ノ山山腹を回遊する道路で、ドライブや展望を楽しむ道路として整備する。	〃
〃	若桜町と兵庫県美方郡温泉町及び公園道(車道)海上、河合谷、氷ノ山線を結ぶ車道として整備する。	〃
氷ノ山	若桜町若米と公園道(車道)海上河合谷 氷ノ山線を結ぶ車道として整備する。	〃
戸倉峠	京阪神方面から公園利用者が入流する主要道路として整備する。	〃
江浪峠	若桜町吉川と千種町木地山を結ぶ車道として整備する。	〃
三王谷	仁治地区と三朝温泉とを連絡する車道として整備する。	新規

番号	路線名	区 間
14	芦津永昌山線	起点 — 鳥取県八頭郡智頭町(芦津・車道分岐点) 終点 — " " (大川・固定公園境界) 起点 — " " (ワビ谷・ ") 終点 — " " (角ヶ谷)
15	沖ノ山線	起点 — 鳥取県八頭郡智頭町(芦津・固定公園境界) 終点 — " " (")
16	黒岩高原線	起点 — 鳥取県八頭郡智頭町(波多・固定公園境界) 終点 — " " (" ・車道合流点)
17	阿波線	起点 — 岡山県苫田郡阿波村(森谷・固定公園境界) 終点 — " " (")
18	菩提寺線	起点 — 岡山県勝田郡奈義町(高門・固定公園境界) 終点 — " " (馬桑・車道合流点)
19	黒尾峠線	起点 — 岡山県勝田郡奈義町(馬桑・固定公園境界) 終点 — " " (黒尾峠・ ")
20	後山西山線	起点 — 岡山県英田郡東栗倉村(後山・固定公園境界) 終点 — " " (後山)
21	西山奥見線	起点 — 岡山県英田郡東栗倉村(後山) 終点 — " " (池引峠)
22	芦津永昌山線	起点 — 岡山県英田郡西栗倉村(大茅・固定公園境界) 終点 — " " (若杉)
23	大茅千種線	起点 — 岡山県英田郡西栗倉村(大茅・車道分岐点) 終点 — " " (峰越峠)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
沖ノ山	芦津地区と岡山県とを結ぶ車道として整備する。	昭46.2.16 告示
芦津溪	沖ノ山への到達車道として整備する。	"
黒岩高原	鳥取県八頭郡智頭町と黒岩高原を結ぶ車道として整備する。	"
	黒岩高原及び大ヶ仙利用のための車道として整備する。	昭46.12.3 告示
蛇淵の滝 菩提寺	高円方面から那岐山利用のための車道として整備する。	"
那岐山麓	黒屋峠方面から那岐山利用のための車道として整備する。	"
	兵庫県方面から後山利用のための車道として整備する。	"
高引峠	兵庫県及び岡山方面から日名倉山及び後山利用のための車道として整備する。	"
岩手山	芦津と岩手とを結ぶ車道として整備する。	"
	岩手と登山歩道を結ぶ車道として整備する。	"

14) 歩 道

歩道を次のとおりとする。

(表 17 : 道路(歩道)表) (環境庁長官決定)

番号	路線名	区 間
1	後山縦走線	起点 — 兵庫県宍粟郡千種町及び岡山県英田郡東栗倉村(舟木山・歩道分岐点) 終点 — “ 佐用郡南光町 (船越・国立公園境界)
2	氷ノ山縦走線	起点 — 兵庫県美方郡村岡町(旗波・国立公園境界) 終点 — “ 宍粟郡千種町及び岡山県英田郡西栗倉村(だるが峰・歩道合流点) 終点 — “ “ 渡瀬町(日ノ原・国立公園境界)
3	中国自然歩道線	起点 — 鳥取県岩美郡回行町 (雨滝・国立公園境界) 終点 — “ 八頭郡若桜町 (玄留野・ “) 起点 — “ “ 智頭町 (三滝溪谷・ “) 終点 — “ “ 智頭町 (大川・ “) 起点 — “ “ 智頭町 (狩谷山・ “) 終点 — 岡山県英田郡東栗倉村 (後山・ “)

主要経過地	整 備 方 針	国計画との関係
後 山 日 名 倉 山 船 越 山	後山日名倉山を縦走する登山道として整備する。	昭56.7.20 告示
氷 / 山	氷上山系を縦走する登山道として整備する。	。
河合谷高原 天 祥 池 三 滝 タム 若 杉 峠 だるか 峰	中国自然歩道の一部として整備する。	。

番号	路線名	区 間
4	高清水・黒岩高原 縦走線	起点 — 岡山県苫田郡上高原村 (人形峠・国定公園虎界) 終点 — " " 阿波村 (黒岩高原)
5	那岐山縦走線	起点 — 岡山県勝田郡奈義町 (高内・国定公園虎界) 終点 — " " 勝北町 (おおきな・国定公園虎界)
6	那岐山江浪峠縦 走線	起点 — 岡山県勝田郡奈義町 (那岐山・歩道分岐点) 終点 — " 英田郡西栗倉村 (江浪峠・歩道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
高瀬水高原 三 目 山 辰 乙 峠 八 本 越	高瀬水高原と奥旨高原とを結ぶ縦 走歩道として整備する。	新 規
蛇 淵 の 滝 那 岐 山 港 山 瓜ヶ城 山	那岐山を縦走する登山道として整 備する。	昭44.4.10 告示 (那岐山登山標)
黒 尾 峠 右 手 峠	那岐山と中国自然歩道線とを結ぶ 歩道として整備する。	新 規

番号	路 線 名	区 間
7	氷ノ山・坂ノ谷線	起点——兵庫県赤松郡波賀町(国道29号線接点) 起点—— “ “ “ (90林班杖道接点) 終点—— “ “ “ (三ノ丸・氷ノ山線と徒歩道接点)
8	三川・妙見山線	起点——兵庫県城崎郡日高町(三川・国定公園境界) 終点—— “ 養父郡八鹿町(妙見 “ “)
9	村岡・山田線	起点——兵庫県城崎郡日高町(山田・国定公園境界) 終点—— “ 美方郡村岡町(村岡 “ “)
10	蘇武岳登山線	起点——兵庫県城崎郡日高町(万場・国定公園境界) 終点—— “ “ “ (蘇武岳・歩道合流点)
11	金山峠線	起点——兵庫県城崎郡日高町(金谷・国定公園境界) 終点—— “ “ “ (金山峠 “ “)
12	猿尾滝・妙見山線	起点——兵庫県美方郡村岡町(日影・国定公園境界) 終点—— “ 養父郡關宮町(大谷 “ “)
13	仏ノ尾登山線	起点——兵庫県美方郡美方町(仏ノ尾・歩道分岐点) 終点—— “ “ “ (久須部・国定公園境界) 終点—— “ “ “ (貫田 “ “)
14	霧滝・小又川線	起点——兵庫県美方郡温泉町(海上・国定公園境界) 終点—— “ “ “ (燗ヶ平) 終点—— “ “ “ (肥前畑霧滝入口)
15	燗ヶ平・霜ノ山 周回線	起点——兵庫県美方郡温泉町(菅 原) 終点—— “ “ “ (“)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
坂ノ谷原生林	戸倉及び坂ノ谷から氷ノ山及び周 辺のブナ林を探勝するための歩道と して整備する。	昭57.11.2告示
三川山 小城越 蘇武岳 金山峠	三川山、蘇武岳、妙見山系の稜線 を縦走する歩道として整備する。	昭44.4.10告示 (大臣決定からの 振替)
旧峠道	村岡から神鍋高原にぬける歩道と して整備する。	新規
万場溪谷 蘇武岳	神鍋高原から蘇武岳への登山歩道 として整備する。	〃
阿瀬溪谷 金山峠	阿瀬溪谷の探勝及び蘇武岳への登 山歩道として整備する。	〃
猿尾滝 妙見山	猿尾滝の探勝及び妙見山への登山 歩道として整備する。	〃
善荒 滝	青ヶ丸、仏ノ尾への登山歩道及び 山麓の滝の観賞歩道として整備する。	〃
霧 赤 上山高 小又川溪谷	霧滝溪谷及び小又川溪谷を探勝す る歩道として整備する。	〃
畑ヶ平原生林	扇ノ山への登山路及びブナ原生林 の探勝歩道として整備する。	〃

番号	路線名	区 間
16	氷ノ山東尾根線	起点——兵庫県養父郡関宮町 (氷ノ山・歩道分岐点) 終点—— “ “ “ (梨ノ原・国定公園境界) 終点—— “ “ “ (鶴滝 “ “) 終点—— “ “ “ (釜沢尾 “ “) 終点—— “ “ “ (逆水 “ “)
17	氷ノ山・天滝線	起点——兵庫県養父郡関宮町 (氷ノ山) 終点—— “ “ “ 大屋町 (筏・国定公園境界)
18	瀬川・鉢状山線	起点——兵庫県養父郡関宮町 (氷ノ山部・歩道分岐点) 終点—— “ “ “ (大久保・国定公園境界) 終点—— “ “ “ (別荘 “ “) 終点—— “ “ “ 美方郡村岡町 (板辻野 “ “) 終点—— “ “ “ (虎和野 “ “) 終点—— “ “ “ 美方町 (楠 “ “)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
千本杉 東尾根 みたらし池	氷ノ山山麓から氷ノ山への登山、 探勝歩道として整備する。	新規
大段平 杉ヶ沢 天滝	氷ノ山山頂から天滝へ至る稜線部 を縦走する歩道として整備する。	昭44.4.10告示 (大臣決定からの 振替)
鉢伏山 瀬川山 瀬川滝 不動滝	八木川源流をさかのぼって氷ノ山 鉢伏山、瀬川山へ至る登山道として 整備する。	新規

番号	路線名	区 間
19	扇ノ山登山線	起点 — 鳥取県岩美郡回行町 (土地・固定公園境界) 終点 — " " (土地・歩道合流点) 起点 — " 八頭郡若木町 (姫路・歩道分岐点) 終点 — " " (扇ノ山頂上) 起点 — " 八頭町 (妻産野・固定公園境界) 終点 — " " (扇ノ山頂上)
20	鳥越河合谷線	起点 — 鳥取県岩美郡岩美町 (鳥越・固定公園境界) 終点 — " " (河合谷・歩道合流点)
21	扇ノ山集境線	起点 — 鳥取県八頭郡若木町 (播磨・歩道分岐点) 終点 — " " ("・歩道合流点)
22	須賀ノ山登山線	起点 — 鳥取県八頭郡若木町 (巻米・歩道分岐点) 終点 — " " ("・歩道合流点)
23	三原台登山線	起点 — 鳥取県八頭郡佐治村 (余戸・固定公園境界) 終点 — " " ("・歩道合流点)
24	三面山登山線	起点 — 鳥取県八頭郡佐治村 (尾勝・固定公園境界) 終点 — " " (中・ ") 起点 — " " ("・ ") 終点 — " " (三国山山頂)
25	沖ノ山登山線	起点 — 鳥取県八頭郡智頭町 (芦雄・歩道分岐点) 終点 — " " ("・歩道合流点)
26	那岐山登山線	起点 — 鳥取県八頭郡智頭町 (河津原・固定公園境界) 終点 — " " ("・歩道合流点)
27	仏ヶ山線	起点 — 岡山県笠岡郡加茂町 (仏ヶ山) 終点 — " " (大ヶ山)
28	思原三十人ヶ仙 周遊線	起点 — 岡山県笠岡郡上青原村 (思原) 終点 — " " (")

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
扇ノ山	扇ノ山への登山歩道として整備する。	昭46.2.16 告示
河合谷高原	鳥取県岩美郡岩美町鳥越から河合谷高原への登山歩道として整備する。	昭46.9.29 告示
	扇ノ山への登山歩道として整備する。	"
須賀ノ山	須賀ノ山への登山歩道として整備する。	新 規
	優れた自然の風景地である三原台への登山道として整備する。	"
佐治川ダム 三王谷	三国山、三王滝、佐治川ダム、を連絡する歩道として整備する。	"
沖ノ山	沖ノ山への登山歩道として整備する。	昭46.2.16 告示
那岐山	那岐山への登山歩道として整備する。	"
"	仏倉からの大々山登山線歩道として整備する。	昭46.12.3 告示
恩原湖 三十人ヶ仙 原乙峠	恩原湖を起点として三十人ヶ仙・辰乙峠及び恩原高原を周遊する歩道として整備する。	新 規

番号	路線名	区間
29	黒岩高原登山線	起点 — 高山 奥富田郡阿波村(大高下・固定公園境界) 終点 — “ ” “ (又ノ尾・歩道合流点)
30	火ヶ山登山線	起点 — 岡山県吉野町阿波村(大高下・固定公園境界) 終点 — “ ” “ (沼谷・歩道合流点)
31	立木山線	起点 — 岡山県勝田郡勝田町(立木・固定公園境界) 終点 — “ ” “ 糸巻町(馬寮)
32	袴ヶ仙登山線	起点 — 岡山県勝田郡勝田町(本地山・固定公園境界) 終点 — “ ” “ (袴ヶ仙)
33	滝山登山線	起点 — 岡山県勝田郡糸巻町(滝本・固定公園境界) 終点 — “ ” “ (“ ・歩道合流点)
34	蛇瀬滝線	起点 — 岡山県勝田郡糸巻町(蛇瀬の滝) 終点 — “ ” “ (高月・歩道合流点)
35	菩提寺線	起点 — 岡山県勝田郡糸巻町(菩提寺) 終点 — “ ” “ (高月・歩道合流点)
36	本地山線	起点 — 岡山県勝田郡糸巻町(馬寮・固定公園境界) 終点 — “ ” “ (“ ・歩道合流点)
37	鹿尾峠那岐山線	起点 — 岡山県勝田郡糸巻町(馬寮・固定公園境界) 終点 — “ ” “ ()
38	舟木山登山線	起点 — 岡山県英田郡東栗倉村(後山) 終点 — “ ” “ (“ ・歩道合流点)
39	蓮山寺駒ノ尾線	起点 — 岡山県英田郡東栗倉村(後山) 終点 — “ ” “ (“ ・歩道合流点)
40	日名倉山線	起点 — 岡山県美作郡東栗倉村(後山) 終点 — “ ” “ (“ ・歩道合流点)

主要経過地	整 備 方 針	国計画との関係
黒 岩 高 原	黒岩高原登山線歩道として整備する。	昭46.12.3 告示
大 ケ 山	大ヶ山登山線歩道として整備する。	〃
立 木 山	国道53号線からの立木山への登山線歩道整備する。	〃
袴 ケ 仙	袴ヶ仙登山線歩道の整備する。	新 規
滝 山	滝神社からの那岐山登山線歩道として整備する。	昭46.12.3 告示
蛇 淵 滝	蛇淵滝からの那岐山登山線歩道として整備する。	〃
菩提 寺	菩提寺からの那岐山登山線歩道として整備する。	〃
木 地 山	木地山からの那岐山連絡歩道として整備する。	〃
黒 尾 峠	黒尾峠からの那岐山への登山線歩道整備する。	〃
舟 木 山	舟木山登山線歩道として整備する。	〃
道 仙 寺 駒 尾	道仙寺から駒尾への登山歩道整備する。	〃
白 名 倉 山	後山より白名倉山への登山歩道整備する。	〃

番号	路線名	区 間
41	若杉山線	起点 — 岡山県英田郡西栗倉村(若杉) 終点 — " " (大井・歩道合流点)
42	堀谷周遊線	起点 — 岡山県英田郡西栗倉村(堀谷) 終点 — " " (影石・歩道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
岩 杉	自然研究歩道として整備する。	昭46.12.3 告示
塩 谷 温 泉	塩谷温泉及びシベクナゲ自生地を 周遊する歩道として整備する。	新 規

4. 参 考 事 項

(1) 指 定 植 物

ア 特 別 地 域

特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

(昭和56年3月23日告示)

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ス コ ケ	ミズゴケ
ヒカゲノカスラ	ヒメスギラン、スギラン、マンテンスギ
イ フ ヒ バ	イフヒバ
ゼ ン マ イ	メシメゼンマイ
イノモトソウ	オオフジシタ
シ ノ フ	シノブ
キジノオシタ	メマソテツ
オ シ タ	ルリアライヌワラビ、オオフジメクシタ
シ シ ガ シ ラ	ミヤマシシガシラ
キヤセンシタ	コタエフタリ
ウ ラ ホ シ	クラガリシタ、イフメナギシタ、オシメグサデンア、 イフオモダカ
シ シ ラ ン	シシラン
イ チ イ	メラホク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タ デ	ハルトランオ
ナ デ シ コ	ウデガイソウ

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては偽名)
キ ャ ポ ウ ゲ	アスマレイジンソウ(ウスケレイジンソウを含む。), ユキウリイチゲ, ミスミソウ(スハマソウ, クスハマ ソウを含む。), アスマイチゲ, リュウキンカ(エンコ ウソウを含む。), トリガタハンシヨウヅル, バイカ オウレン, キバナサバノオ, サンインシロカネソウ, オキナグサ, メマシメクメフ
メ ヤ	シンカヨウ, イカリソウ, トキツイカリソウ
ウマノスズクサ	アツミカンアオイ, ウスバサイシン(サイシン), ヒ メカンアオイ
オトキリソウ	シロウマオトキリ(タイセンオトキリ)
モウセンゴケ	イシモチソウ, モウセンゴケ
ベンケイソウ	ミヤママンネングサ
ユキノシタ	オオシラヒゲソウ, ウメバチソウ
バ ラ	シモツケソウ(アカバナシモツケソウを含む。), イ ワキンバイ, ハスノノイチゴ, イブキシモツケ
マ メ	ミヤマトベラ
フウロソウ	コフウロ, ヒメチュウフウロ
ツリフネソウ	ハカクレツリフネ
シンチョウケ	コショウノキ, フラスシキミ
グ ミ	ナツアサドリ
ス ミ レ	ナガハシスミレ(テンクスミレ)
ヤマトグサ	ヤマトグサ
ミ ス ヤ	コゼンタチバナ

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
イ フ ウ メ	イフカガミ(コイフカガミ, オオイフカガミを含む), イフウチフ(オオイフウチフを含む)
イチヤクソウ	ウメガサソウ, シメクジヨウソウ, ギンリョウソウモ トキ(アキノギンリョウソウ), ギンリョウソウ, マ ルバノイチヤクソウ
ツ ツ シ	コメバツガザクラ, アカモノ(シロイワハセ), ウス ギョウラフ, イフナシ, サツキ(サツキツツシ), レ ンゲツツシ(キレンゲを含む), ヒカゲツツシ, ツ クシシメクナゲ(ホシシメクナゲ, オキシメクナゲを 含む), カラムラサキツツシ(ゲンカイツツシを含 む), サイコフミツバツツシ, シロメシオ(ゴヨウ ツツシ), コバノミツバツツシ, ダイセンミツバツツ シ, サラサドウタン, シロドウタン(ベニドウタンを 含む), コケモモ
サ フ ラ ソウ	ツマトリソウ
リ ン ド ウ	リンドウ, エゾリンドウ, センアリ, イヌセンアリ, ミツガシワ
ア カ ネ	イナモリソウ, オオキヌタン
シ ソ	ミカエリソウ(イトカゲソウ), タシマタムラソウ
ゴマノハグサ	コメグサ(イブキコメグサ), キコウシュウコメ グサ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨスミウツボ

科 名	種名(ミズアケ科の種物に於ては属名)
タヌキモ	ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミ カキグサ
スイカズラ	タイセンヒョウタンホフ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワキキョウ、シラシメジキ、キキョウ
キク	チヨウシギク、アレノノキク(ヤマシノキク)、ミメ マヨメナ、シュンギユキク(シンジュギク、アサマキ ク)、タイミンガサ、オハラメアザミ、マアザミ(キ セルアザミ、ツクデマアザミ)、フサメツバ、ウスコ キンウ、オタカラコウ、ハンカインウ、ギリガミネト ウヒレン、オオダイトウヒレン、ヒメヒゴタイ、キク イザミ、コウリンカ、サワオグルマ、クシバクンボボ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	アサツキ、ヤマラッキョウ、ステゴビル、シライトソ ウ、ツバメオモト、スズラン、カククリ、シヨウジョ ウバカマ、イフギボウシ、ミズギボウシ(ナガバミズ ギボウシ)、ササユリ、コオニユリ、ハナゼキシヨウ (イフゼキシヨウ)、エンレイソウ、アマナ
アヤメ	ノハナシヨウア、ヒメシメガ
イネ	ミヤマカボ、ヒゲノカリメス
サトイモ	ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
カマツリグサ	タイセンスケ、セチスケ、オタルスケ、ミヤマイヌノ ハナヒゲ

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ラ	ン
	ムギラン, ナツエヒネ, サルメンエヒネ, キンラン, キンラン, ヒメノマガラ, サイハイラン, シュンラン (ホクロ), フマガイソウ, イチヨウラン, コイチヨ ウラン, カキラン, ツチアケヒ, オエノマガラ, アケ ボノシュスラン, ミヤマウスラ, シュスラン, ノビネ チドリ, ムカサトシボ, ミズトシボ, ムカサソウ, ム ヨウラン, セイタカススミ, ジガバチソウ, クモキ リソウ, フタバラン(コフタバラン), コケイラン, ジンバイソウ, ミズチドリ, ヤマササソウ, オオバノ トシボソウ, コバノトシボソウ, キンチドリ, オオヤ マササソウ, トキソウ, ヤマトキソウ, ベニカヤラン (マツラン), モミラン, カヤラン, クモラン, トシ ボソウ, ショウキラン

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭44. 2. 10 厚生省告示第95号

区域指定

イ 保護計画

昭44. 4. 10 厚生省告示第96号

特別地域及び特別保護地区指定

(地種を分決定)

ウ 利用計画

昭44. 4. 10 厚生省告示第96号

車道及び歩道計画

昭56. 7. 20 環境庁告示第69号

歩道計画変更(中西自然歩道線)

その他各県知事決定利用計画の変更

兵庫県 昭54. 11. 27 ほか

鳥取県 昭46. 2. 16 ほか

岡山県 昭46. 12. 3

氷ノ山後山那岐山国定公園公園計画書

(公園計画の一部変更)

鳥取県生活環境部自然保護課

H6.12.2 告示 803号

1. 変更理由

氷ノ山の豊かな自然を活用し、自然とふれあう利用施設を整備することにより、四季を通じて国定公園氷ノ山地区の利用促進を図るため、また、佐治村山王谷地区に三国山及び山王滝等の自然探勝の基地としての整備を図るため、既定の単独施設計画の変更（追加）を行うものである。

2 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(1) 単独施設

単独施設を次のとおり追加する。

(表：単独施設追加表)

番 号	種 類	位 置	整 備 方 針	旧計画との関係
1	博物館施設	鳥取県八頭郡若桜町（春米）	氷ノ山の豊かな自然を紹介し、自然の大切さを体験的に学ぶための施設として整備する。	新 規
2	運 動 場	鳥取県八頭郡若桜町（春米）	氷ノ山の夏期の滞在利用を促進するための多目的グラウンド等の運動施設を整備する。	新 規
3	宿 舎	鳥取県八頭郡佐治村（山王滝）	三国山・山王谷峡谷利用者のための宿泊施設として整備する。	新 規
4	野 営 場	鳥取県八頭郡佐治村（山王滝）	三国山・山王谷峡谷利用者のための野営施設として整備する。	新 規

(2) 道路（歩道）

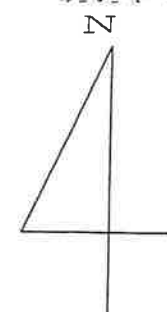
歩道を次のとおり追加する。

番 号	路 線 名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	旧計画との関係
1	氷ノ山周遊線	起点 鳥取県八頭郡若桜町（歩道分岐点） 終点 鳥取県八頭郡若桜町（歩道分岐点） 起点 鳥取県八頭郡若桜町（歩道分岐点） 終点 鳥取県八頭郡若桜町（国定公園境界）	氷ノ山スキー場 氷ノ山野営場	豊かなブナ林の残る氷ノ山の自然を探勝するための観察歩道として整備する。	新 規
2	氷ノ山仙谷登山線	起点 鳥取県八頭郡若桜町（歩道分岐点） 終点 鳥取県八頭郡若桜町（歩道分岐点）	氷ノ山スキー場	氷ノ山頂上への上級者向けの登山道として整備する。	新 規

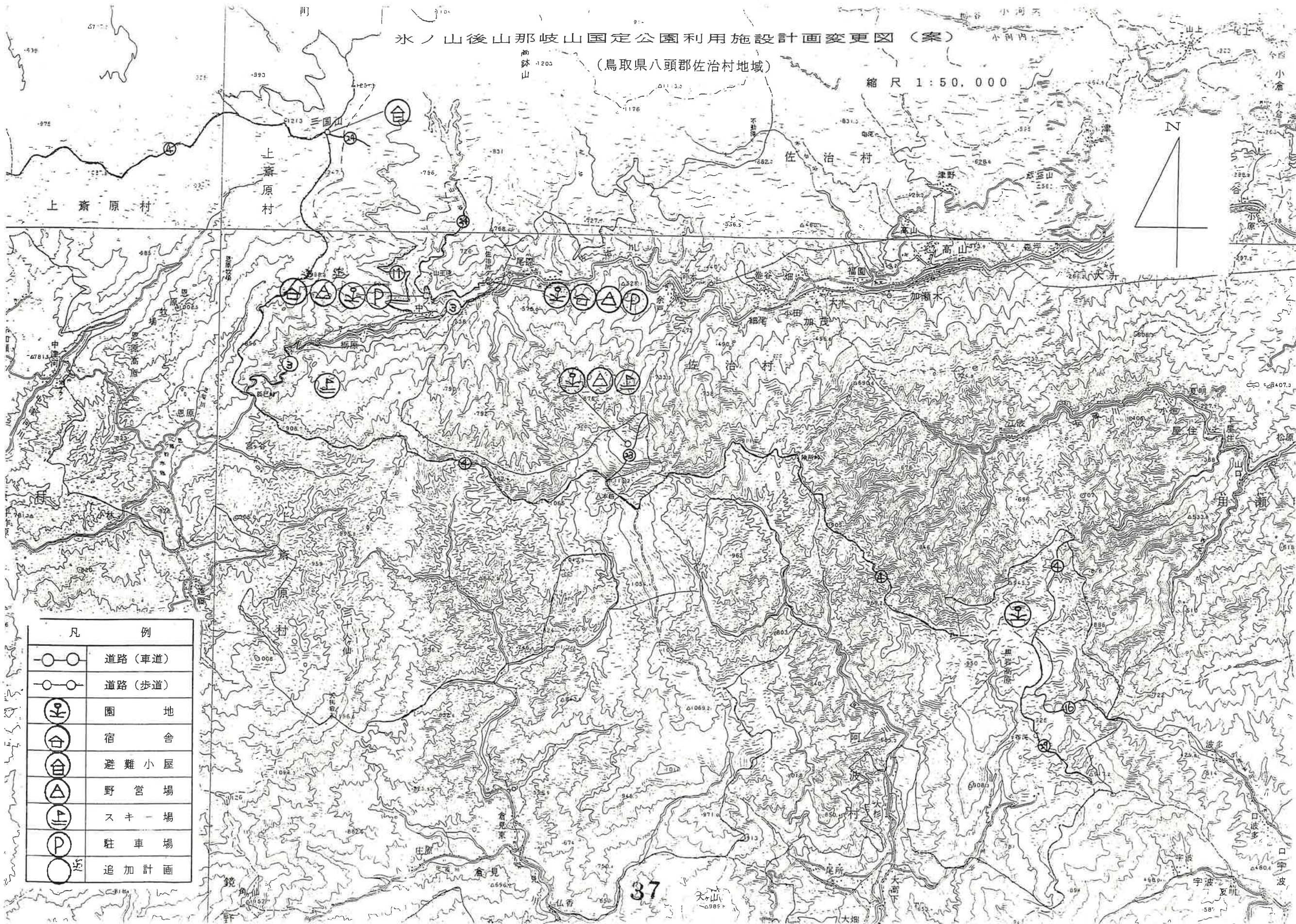
氷ノ山後山那岐山国定公園利用施設計画変更図（案）

（鳥取県八頭郡佐治村地域）

縮尺 1:50,000



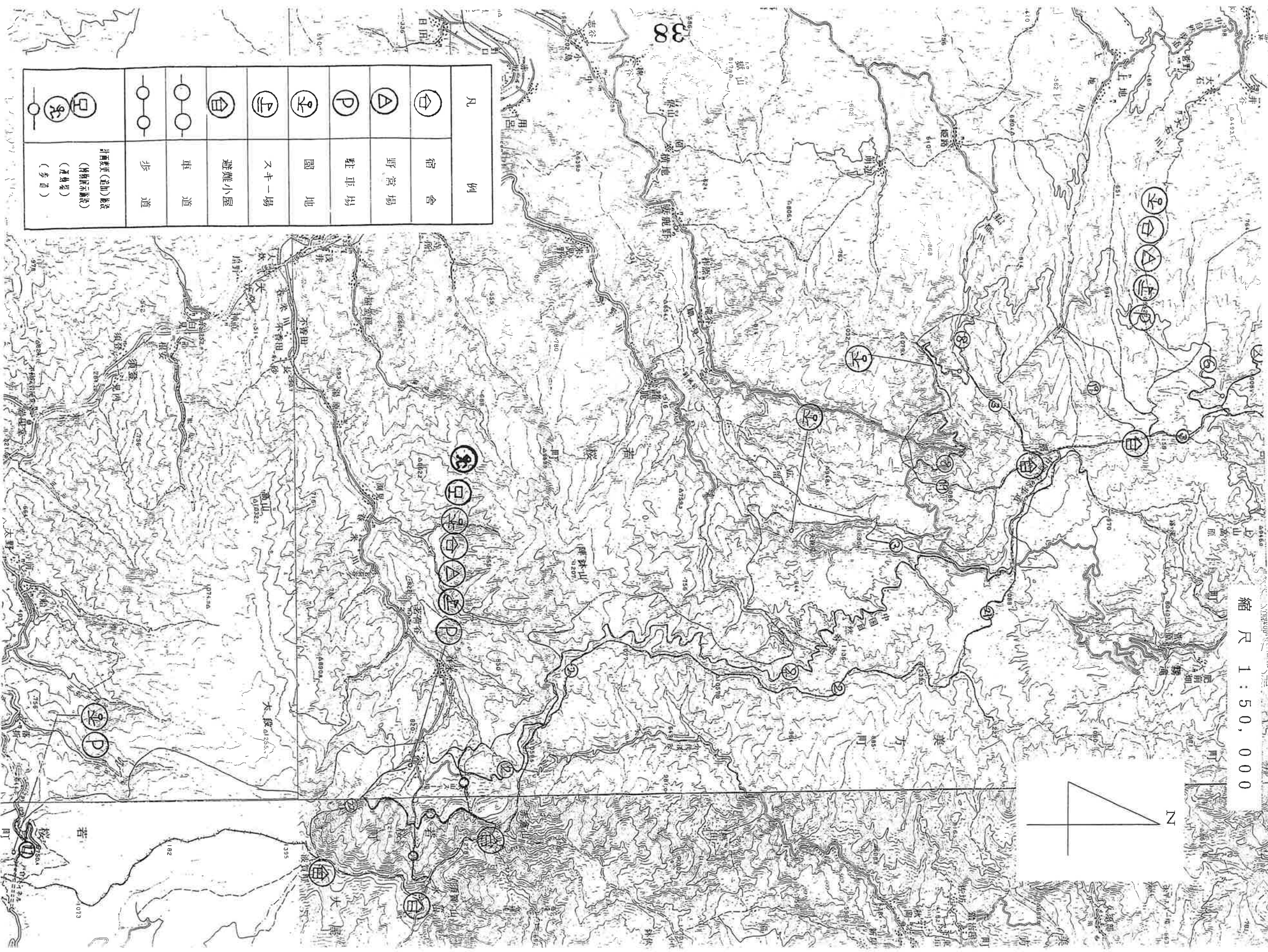
凡 例	
	道路（車道）
	道路（歩道）
	園 地
	宿 舎
	避難小屋
	野 営 場
	ス キ ー 場
	駐 車 場
	追加計画



水ノ山後山那岐山国定公園利用施設計画変更図（案）

（鳥取県八頭郡若桜町地域）

縮尺 1：50,000



凡	例
	宿 舎
	野 営 場
	駐 車 場
	園 地
	又 キ ー 場
	遊 離 小 屋
	車 道
	歩 道
	計 画 変 更 (遊 歩 道) 施 設 (特 殊 保 護 示 範 地 域) (遊 歩 道) (遊 歩 道)